

長崎県出資団体見直し方針 (概要版)

平成15年3月26日

長 崎 県

長崎県出資団体見直し方針

1. 見直しの背景と取り組み経過

県が出資又は出捐を行っている団体（以下「県出資団体」という。）については、これまでも個々に見直しを行ってききましたが、社会経済情勢が大きく変化する中で、「長崎県行政システム改革大綱（平成13年2月8日策定）」を策定するに当たり県議会（行財政行革等特別委員会）及び民間懇話会からいただいた意見や包括外部監査の指摘等を踏まえ、抜本的な見直しに取り組むことにしました。

（取り組み経過）

平成13年 9月7日	・県出資団体の見直しについての県としての取り組み方針を決定 内容：公認会計士等専門家による診断の実施 経営に関する専門家等からなる外部検討委員会の設置 経営・財務・事業全般にわたり総合的に評価・診断する制度の創設
12月27日	・長崎県出資団体あり方検討委員会を設置 委員：経営に関する有識者等6名 特別委員：県、県市長会、県町村会
	・監査法人による財務内容を中心とした予備診断の実施（対象の全団体）
平成14年 5月13日	・長崎県出資団体経営評価・診断制度の創設
6月21日	・長崎県出資団体あり方検討委員会委員拡充 公募委員を含め、6名 12名
	・監査法人による実地での個別外部診断の実施（27団体）
	・長崎県出資団体あり方検討委員会による全団体のヒヤリング
11月20日	・長崎県出資団体あり方検討委員会 「県出資団体のあり方に関する提言（中間報告）」
12月27日	・長崎県出資団体あり方検討委員会 「県出資団体のあり方に関する提言（最終提言）」
平成15年 2月～3月	・「長崎県出資団体見直し方針（案）」に対するパブリックコメントの実施

この方針は、長崎県出資団体あり方検討委員会の提言を受けて、県議会及び関係機関・団体、県民の皆様のご意見を伺いながら策定しました。

2．見直しの基本姿勢

社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの社会経済システムはそのままでは成り立たなくなってきており、大きな転換点を迎えています。

県はこれまで、複雑・多様化する行政需要に的確に対応するために、各種団体を設立し、また活用してきましたが、県出資団体についても根本から見直し再構築するとともに運営の方法についても改革し、これからの新しい時代に対応できる体制を確立することが必要です。

見直しに当たっての最大の視点、最も重視する視点は、長崎県全体として、県民にとって最も有益に最も効率的になるように見直し、最小の経費で最大の効果を発揮できるように見直すことにあります。

3．この方針の位置付け

各団体は、県が出資を行っているとは言っても独立した組織体であり、見直しや改革を行うには、団体自らその必要性を認識し、主体的に取り組まなければならないものではなく、各団体の理解と自発的かつ積極的な取り組みが必要であり望まれます。

見直しや改革は団体や他の出資者の理解を得ながら共に取り組むものであり、この方針は、見直しに当たっての県としての基本姿勢を示すものです。

県としては、この方針に沿って各団体に見直しを要請し、また、必要な指導・監督、助言を行っていきます。

4．見直しの対象団体... 7 1 団体

県の出資比率が 1/4 未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する全ての県出資団体です。

5．団体（事業）そのもの見直し（県出資団体の再構築）... 5 1 団体

下記の区分で見直し・改革を進めます。なお、個々の団体についての詳細は、別表（15頁～）のとおりです。

下記 から に該当しない団体については、「6．運営方法についての改革（経営改善等）」を要請します。

事業自体の廃止（＝団体の廃止）を要請する団体
 県の関与を縮小する（なくす）団体
 民営化の要請や民間参入を促進する団体
 統合又は事業移管を要請する団体
 大幅な改革や自立的な運営を要請する団体

		見直しの方向					計
		事業廃止	県の関与 の縮小等	民営化 民間参入	統合又は 移管	大幅改革 自立化等	
視 点	政策上の必要性	3	10	4	1		18
	事業成果				3	10	13
	経営面				3	12	15
	その他					5	5
計		3	10	4	7	27	51
うち団体廃止		3	X	X	5	X	8+

（注）・視点については、巻末（57頁）の参考資料「見直しの視点と再点検フロー」を参照のこと

・X、：団体自体の廃止（解散）となるものがあり得るが、団体が特定できないもの

改革の時期

平成17年度まで（県の行政システム改革大綱の推進期間内）に一定の成果を上げるよう取り組むことを基本としますが、改革を実施するに当たって、法令等の改正が必要なもの、施設の耐用期間や実施中の事業の事業期間等により、直ちに実行に移すことが困難な場合もあり、それぞれの状況に応じて、可能な限り早急に取り組みます。

なお、長崎県出資団体あり方検討委員会から「規制緩和の流れの中で民間参入が認められるようになれば、当協会自体を民営化するとともに、他の民間業者の参入を促進することが競争上望ましい。」との提言をいただいた（財）長崎県浄化槽協会については、現時点において、国は現行制度を維持する（公益法人に限定する）方針であるため、団体（事業）そのものの見直しの対象から除外することとしました。

事業自体の廃止（＝団体の解散）を要請する団体... 3 団体

団体名	見直しの方向・主な内容等	実施時期
(財)長崎県県北会館	事業自体の廃止(解散)	H14末
(財)長崎県医学振興基金	事業自体の廃止(解散)	H15
(財)長崎県出かせぎ援護協会	事業自体の廃止(解散)	H14

県の関与を縮小する（なくす）団体... 10 団体

団体名	見直しの方向・主な内容等	実施時期
(財)長崎県私立学校退職金財団	県の関与の縮小 事務局移管	H18
(財)長崎県地域振興航空基金	県の関与の縮小 事務局移管	H17
(財)長崎県国民年金福祉協会	県の関与の縮小等 役員退任、出資比率の見直し	H16までに
(財)長崎県勤労者福祉事業団	県の関与の縮小 一部事業移管	H16までに
(財)長崎勤労総合福祉センター	解散又は県の関与の縮小	H17までに
(財)長崎中高年齢労働者福祉センター	解散又は県の関与の縮小	H16までに
(財)長崎船員厚生会	県の関与の縮小等 人的関与の縮小 施設そのもののあり方検討	H16
(社)長崎県漁民年金貯金共済会	県の関与の縮小 財政的関与の廃止	H21までに
(社)長崎県農協会館	県の関与の縮小	引き続き
(社)長崎県林業協会	県の関与の縮小 退会	H15

民営化の要請や民間参入を促進する団体... 4 団体

団体名	見直しの方向・主な内容等	実施時期
(財)長崎県建設技術研究センター	民間参入の促進	H17までに
(財)長崎県住宅・建築総合センター	民営化と民間参入の促進	H17までに

(社)長崎県水産開発協会	民営化と民間参入の促進	H17までに
(社)長崎県林業コンサルタント	民間参入 民営化	H16 H20

統合又は事業移管を要請する団体... 7 団体

団体名	見直しの方向・主要内容等	実施時期
長崎県町村土地開発公社	他の機関へ移管 (団体廃止)	H17以降 早期に
(財)長崎県救急医療財団	他の機関へ統合又は移管 関連団体との統合又は移管	H17までに
(財)長崎県腎臓バンク	他の機関へ統合又は移管 関連団体との統合又は移管	H17までに
(財)長崎県福祉基金	長崎県社会福祉協議会へ移管	H15
長崎国際航空貨物ターミナル(株)	長崎空港ビルディング(株)との経営統合を含めた経営組織体制の変更	H18
(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会 (社)長崎県野菜価格安定基金協会	経営統合	H17までに

大幅な改革や自立的な運営を要請する団体... 2 7 団体

団体名	見直しの方向・主要内容等	実施時期
(財)長崎県農業振興公社	推進体制の見直し 関係団体との事務局統合	H16
(財)長崎県沿岸漁業振興基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)有明海水産振興基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)壱岐栽培漁業振興公社	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し 県は基金造成中断 別途放流助成制度創設	H15
(財)伊万里湾栽培漁業推進基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15

(財)五島栽培漁業振興公社	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し 県は基金造成中断 別途放流助成制度創設	H15
(財)西彼海区栽培漁業推進基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)橋湾栽培漁業推進基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)対馬栽培漁業振興公社	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H17
(社福)長崎県障害者福祉事業団	経営健全化及び県立コロニーのあり方検討	H15から
(社福)長崎県社会福祉事業団	経営健全化及び施設のあり方検討	H15から
長崎空港ビルディング(株)	経営健全性維持と効率的ターミナル業務運営	H18
(財)長崎県食鳥肉衛生協会	大幅改革と自立化に向けた取り組み 経費節減計画策定	H17までに
(財)長崎県育英会	奨学金制度の再検証と業務手順の抜本的見直し	H17までに
(社)対馬林業公社	経営計画の抜本的見直しによる持続的経営	H15から
(社)長崎県林業公社	経営計画の抜本的見直しによる持続的経営	H15から
長崎県道路公社	赤字路線の一般道路化等 松ヶ枝駐車場、松浦バイパス	H16までに
長崎県土地開発公社	機能縮小 用地取得業務の受託を主体に運営、組織体制をスリム化	H15から
長崎県住宅供給公社	機能縮小 機能縮小、諫早西部団地の方針検討、公社のあり方検討	H17までに
小値賀空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討 航空路線の存続の必要性を協議	H17までに

上五島空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討 航空路線の存続の必要性を 協議	H17までに
(財)長崎県すこやか長寿財団	役割の見直しと事業の再編	H16までに
(財)長崎県消防協会	自立化に向けた取り組み 運営費補助金の見直し	H15から
(財)長崎県国際交流協会	自立化に向けた取り組み 人件費、管理運営費、事務事 業見直し、自主財源の増収	H15から
(財)長崎県産業振興財団	自立化に向けた取り組み 事業の再編・重点化 新たな事業の構築	H14から
(財)長崎県体育協会	自立化に向けた取り組み 事業の見直し、自主財源の拡 充、理事に県職員派遣し検討	H15から

運営方法についての改革（経営改善等）を要請する団体... 20 団体
（上記 から に該当しない団体）

団 体 名
(株)長崎県営バス観光
対馬空港ターミナルビル(株)
(株)長崎県漁業公社
(財)ながさき地域政策研究所
(財)長崎平和推進協会
(財)長崎県浄化槽協会
(財)長崎県産炭地域振興財団
(財)長崎県中小商業振興基金
(財)長崎県漁協合併推進基金
(財)諫早湾地域振興基金

団 体 名
(財)石木ダム地域振興対策基金
(財)長崎県下水道公社
(財)長崎県暴力団追放県民会議
(社)長崎県園芸種苗供給センター
(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会
(職訓)西九州情報処理開発財団
(職訓)長崎能力開発センター
長崎県信用保証協会
長崎県漁業信用基金協会
長崎県農業信用基金協会

(株): 株式会社

(財): 財団法人

(社): 社団法人

(社福): 社会福祉法人

(職訓): 職業訓練法人

6 . 運営方法についての改革（経営改善等）...全団体

前項の見直しにより県出資団体の再構築を行った後存続することとなる団体については、下記により、経営改善等運営方法について見直しや改革を要請するとともに、県もその実現のために積極的に取り組みます。

ただし、団体や受益者の自己責任に委ね県の関与を縮小する（なくす）団体については、この方針の対象から除外します。

（ 印は団体が行う事項、 印は県が行う事項です。以下同様。）

（1）効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化

県が出資している公的団体（公益法人等）は、民間ではできない、あるいは民間だけではできない分野を主に担当しており、採算性のみを追求するべきではありませんが、だからといって非効率的な経営が許されるということではありません。

団体の経営にかかる経費は、最終的には県民の負担となるものであり、企業経営的な思考（採算性・効率性を重視した経営）をもって経営の効率化を図り、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう自らの行動を律する姿勢が求められます。

そのために、経営陣（理事会、取締役会）が、十分認識を持ち、機能することが必要であり、また、能力の高い経営責任者を登用し、団体の組織が一体となって行動するようコーポレートガバナンス（経営統治）の強化を図ります。

県としても、効率的な経営が行われるよう監査・指導等を徹底します。また、本年度創設した「長崎県出資団体経営評価・診断制度」は、団体の経営・財務・事業全般にわたり総合的に評価・診断を行い経営改善を図っていく制度であり、県の「出資法人見直し検討本部による評価・診断結果の検証」や「必要に応じた専門家による個別外部診断」を行う制度となっており、この制度を有効に機能させていきます。

（具体的な取り組み項目）

企業経営的思考の導入による効率的な経営の実現 機能する経営陣(理事会、取締役会)の確立、能力の高い経営責任者の登用 県の所管部局による監査・指導等の徹底 「長崎県出資団体経営評価・診断制度」の有効な運用
--

(2) 事業評価の実施と経営計画の策定

業務の効果や成果がきちんと把握されていない、費用対効果分析が行われていない、事業選定が曖昧であるといった団体が見受けられ、団体の設立目的を明確にして、真に必要な事業、効果のある事業を実施するための評価制度等の仕組み（PDCAマネジメントサイクル＝計画(Plan) - 実行(Do) - 点検(Check) - 見直し(Action)）を導入します。

県の出資団体の中には、事業規模が大きく、経営を誤れば多大な損失を被る恐れのある団体があり、的確な需要予測を行い複数の収支見通しを立てるなど経営計画の抜本的な見直しを行い、健全な経営が維持できるよう中長期経営計画を策定します。

さらに、経済の低迷が長期化し資産価値が減少する可能性があることから、減価する危険のある資産については、売却損も覚悟で早期に処分し資産を圧縮することも検討します。

(具体的な取り組み項目)

事業・部門別の事業効果の測定と評価の実施 事業の選別、推進、事後評価について厳しいチェックが入る仕組み（PDCAマネジメントサイクル）の構築 中長期経営計画の策定 資産価値の減少に備えた経営（資産の圧縮）

(3) 組織・人員・給与の見直し

多くの団体では、県等の出資自治体に準拠するかたちで人事・給与を定めており、この結果、類似する民間企業等に比べて割高な給与になったり、逆に給与が低い場合優秀な人材を確保しにくいなどのケースが生じており、改善が必要です。

また、給与水準については、県民の目が届きにくく、本年度創設した長崎県出資団体経営評価・診断表によりある程度改善がなされたところですが、さらに透明性を高めるための手法を検討します。

さらに、労働インセンティブが働きにくい人事・給与体系になっており、業績に連動した賞与支給や各人別の成果を給与・賞与に反映させるなど、労働意欲を高める給与体系の導入を促進します。

経営陣や職員に県のOBが登用されている団体がありますが、団体の事業や運営に関して能力のある適切な人材であるかどうかを厳格に判断するとともに、極端に公務員経験者のウエイトが高い場合や6 - (1)に記載した企業経営的思考の導入による効率的な経営の実現を特に図る必要がある場合には、民間での経験を持った人材を積極的に登用します。

また、時代の変化とともに団体の事業内容や役割が変化してきているにもかかわらず、組織・人員・給与体系が従来のものである団体、役員・職員の高齢化により人件費が高くなっている団体などについては、組織・給与体系を見直し改善します。

(具体的な取り組み項目)

給与体系・水準の見直し(県等を参考とした給与決定方法の見直し、類似の民間企業等との比較)と給与体系・水準の公開
能力給の導入など労働意欲を高める給与体系の導入
非常勤役員を含む役員報酬の適正化
民間経験者の積極的な登用
団体の目的や事業、役割に応じた組織体制の見直し
(職員の年齢構成や管理職構成の見直しを含む)

(4) 財務状況の的確な把握

複数の業務を行っている団体において、事業別・部門別の収支が明確にされていない、減価償却に相当する額をコストとして明確に意識していない、団体以外の職員が団体の職員を兼務している場合の人件費をコストとして把握していないなど、財務状況を的確に把握できないケースがあり、団体(事業)の成果や効率性が的確に判断できるよう把握方法を改善します。

また、各団体で採用されている会計基準はまちまちとなっており、公益法人会計基準等定められた会計基準に従い決算書を作成するよう徹底します。

さらに、団体によっては、監事等に第三者としての会計専門家を登用することが望ましい場合があり、会計専門家の登用を進めます。

(具体的な取り組み項目)

事業別、部門別収支の明確化
減価償却相当額や兼務職員の人件費など決算に反映されていないコストを含めた財務状況の把握

(5) 収支構造の改善

収支構造の改善は、収入の増加対策と経費削減が基本となりますが、その内容・方法は各団体の状況によって様々であり、この方針では、どの団体にも共通して取り組むべきと考えられる項目について掲載しましたが、長崎県出資団体経営評価診断制度に基づき、その他の事項についても改善に取り組みます。

収入の増加対策では、県の出資団体には財団法人等のように基本財産（基金）の運用益により事業を実施している団体が多くありますが、運用益だけに頼った事業展開は難しくなっており、受益者にも応分の負担を要請したり、本来の事業に付随する収益事業を実施することもこれからは必要です。

経費削減では、業務手法や手順が、民間企業等でのそれと較べた場合非効率となっている場合があり、業務手順の抜本的見直し（BPR）を行います。その際は、民間における業務手法等も踏まえて外部委託を含む幅広い視点から業務を再構築できる人材を交えることが効果的です。

また、委託契約などでは、随意契約が多く、入札が行われている場合でも長期間同一の者が契約しているケースがあり、改善が必要です。

(具体的な取り組み項目)

収入確保

- 受益者負担の導入
- 収益事業の導入と拡大

経費削減

- 外部委託を含む業務手順の抜本的見直し（BPR）による経費削減、業務見直しにおける外部の専門家等の活用
- 業務見直しによっても解消しない赤字事業の廃止、整理縮小
- 契約方法の見直し（入札制への移行と公開を含む手法の改善）

(6) 資金運用の効率性の向上とリスク管理

昨今の金利低下にあって、効率的な資金運用の重要性が高くなっている一方、ペイオフへの対応も求められますが、十分な体制やノウハウが確立されていない

団体が多くあります。

明確な資金運用の基準・規定を整備して、担当者個人の恣意性をなくし、理事会等の意思決定に基づく運用体制を確立します。

さらに、証券会社等のアドバイスだけではなく、資金運用の安全性と効率性について、金融の専門家による診断を受けるなどチェック体制の強化を目指します。

また、財団法人等は基金を運用する団体と事業実施のために資金を調達する団体があり、県内の団体間で資金運用・調達を行って効率化する余地があり、資金運用・調達を仲介する制度を検討します。

ただし、制度の運用を誤れば資金調達が安易化し不良債権化する恐れもあることから、検討は制度創設の是非を含め慎重に行うこととします。

(具体的な取り組み項目)

資金運用の見直し(効率性の向上) 明確な資金運用の基準・規定の整備と理事会等の意思決定に基づく運用体制の確立 資金運用の安全性と効率性についての金融の専門家による診断 県出資団体間の資金運用・調達制度の検討
--

(7) 基金運用益型団体における基本財産等基金の一部取り崩し

財団法人など基本財産や基金の運用益を財源として事業を実施している団体では低金利のために運用益が十分確保できず、一部の団体においては、運用益の範囲内で何が出来るかにとらわれ、本来の設立目的、事業目的が十分に達成できない状況に陥りつつあります。

目的達成のための効果的な施策の実施と財源の確保が必要であり、事業の必要性・効果を検証したうえで、一定のルール(基準)を定めて、基本財産等基金の一部取崩しも検討します。

(具体的な取り組み項目)

事業の必要性・効果を検証したうえで、一定のルール(基準)を定めて、基本財産等基金の一部取崩しを検討

(8) N P O 法人等との連携

多くの団体は、業務を縦割りのみで実施する傾向が強く、関係機関などの横の連携が不足していると思われ、連携の強化を図る必要があります。

特に、近年活躍が目覚ましいN P O 法人やボランティア団体、住民活動など公共の利益を追求する活動団体との連携を強化します。

(具体的な取り組み項目)

N P O 法人やボランティア団体等を含む関係団体・機関との連携・活用

(9) 積極的かつ効率的な広報活動と情報開示

事業内容や活動状況が県民にあまり知られていなかったり、事業によってはわかりにくい事業などがあり、積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示を進めます。

(具体的な取り組み項目)

積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示

(1 0) 独占的事業に対する監視強化等

法的な制限等から公的団体が独占的に実施している事業がありますが、競争原理が働かず、事業運営の効率化が図られないまま価格が割高になる恐れがあるため、料金等の適切性について常に検証していきます。

また、守秘性や公平性を確保する必要がある分野の事業についても、その方法について検討を行い、民間への開放に努めます。

なお、余裕施設の活用や経営上の観点から、民間でも行われている分野へサービス提供を行っているケースがありますが、民業圧迫とならないよう留意します。

(具体的な取り組み項目)

料金等の適切性のチェック
独占的事業の民間への開放、民業圧迫への配慮

7．見直し計画の策定と実行

見直しや改革を着実に進めるために、県及び各団体において具体的な見直し計画を策定するとともに、見直し計画の進行管理の徹底と実施状況を公表します。

(具体的な取り組み項目)

県及び各団体における見直し計画の策定 見直し計画の着実な実行のための進行管理の徹底と実施状況の公表
--

8．推進体制の整備

各団体を直接所管する県の各部局における指導・監督等を徹底するとともに、見直しや改革を着実に推進するために、全庁的な視点、第三者的な立場で進行管理・指導を行う一元的な指導・監督体制を整備します。

(具体的な取り組み項目)

全庁的な視点で進行管理・指導を行う一元的な指導・監督体制の整備 外部の専門家による点検評価委員会（仮称）の設置
--

9．新たな出資団体の設立、出資の抑制

今後、行政目的を達成するための手段として、新たな団体を設立しようとする場合には、行政が直接実施する方式、民間での実施を支援する方式又はPFIなど民間を活用する方式、第三セクターとして出資団体を設立する方式などその手法についてよく吟味し、将来のことを含め出資団体によることが最も効率的かつ効果的と考えられる場合に限ることとし、基本的には抑制します。

また、新たな出資を行おうとする場合は、県の関与の必要性等についてよく吟味し、真に必要な場合に限ることとします。

長崎県出資団体見直し方針

平成15年3月26日

長 崎 県

目 次

1．見直しの背景と取り組み経過	1
2．見直しの基本姿勢	2
3．この方針の位置付け	2
4．見直しの対象団体	2
5．団体（事業）そのものの見直し（県出資団体の再構築）	2
団体別見直し方向・実施時期一覧表	4
6．運営方法についての改革（経営改善等）	8
(1)効率的な経営とコーポレートガバナンス(経営統治)の強化	8
(2)事業評価の実施と経営計画の策定	9
(3)組織・人員・給与の見直し	9
(4)財務状況の的確な把握	10
(5)収支構造の改善	11
(6)資金運用の効率性の向上とリスク管理	11
(7)基金運用益型団体における基本財産等基金の一部取り崩し	12
(8)NPO法人等との連携	12
(9)積極的かつ効率的な広報活動と情報開示	13
(10)独占的事業に対する監視強化等	13
7．見直し計画の策定と実行	13
8．推進体制の整備	14
9．新たな出資団体の設立、出資の抑制	14

別表

事業自体の廃止(=団体の解散)を要請する団体

(財)長崎県北会館	15
(財)長崎県医学振興基金	15
(財)長崎県出かせぎ援護協会	16

県の関与を縮小する（なくす）団体

(財)長崎県私立学校退職金財団	-----	16
(財)長崎県地域振興航空基金	-----	17
(財)長崎県国民年金福祉協会	-----	18
(財)長崎県勤労者福祉事業団	-----	19
(財)長崎勤労総合福祉センター	-----	20
(財)長崎中高年齢労働者福祉センター	-----	21
(財)長崎船員厚生会	-----	22
(社)長崎県漁民年金貯金共済会	-----	22
(社)長崎県農協会館	-----	23
(社)長崎県林業協会	-----	23

民営化の要請や民間参入を促進する団体

(財)長崎県建設技術研究センター	-----	24
(財)長崎県住宅・建築総合センター	-----	25
(社)長崎県水産開発協会	-----	26
(社)長崎県林業コンサルタント	-----	27

統合又は事業移管を要請する団体

長崎県町村土地開発公社	-----	28
(財)長崎県救急医療財団	-----	29
(財)長崎県腎臓バンク	-----	30
(財)長崎県福祉基金	-----	31
長崎国際航空貨物ターミナル(株)	-----	31
(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会	-----	32
(社)長崎県野菜価格安定基金協会	-----	32

大幅な改革や自立的な運営を要請する団体

(財)長崎県農業振興公社	-----	33
(財)長崎県沿岸漁業振興基金	-----	34
(財)有明海水産振興基金	-----	35
(財)壱岐栽培漁業振興公社	-----	35
(財)伊万里湾栽培漁業推進基金	-----	36
(財)五島栽培漁業振興公社	-----	36
(財)西彼海区栽培漁業推進基金	-----	37
(財)橘湾栽培漁業推進基金	-----	37
(財)対馬栽培漁業振興公社	-----	38
(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	-----	38

(社福)長崎県障害者福祉事業団	-----	39
(社福)長崎県社会福祉事業団	-----	39
長崎空港ビルディング(株)	-----	40
(財)長崎県食鳥肉衛生協会	-----	41
(財)長崎県育英会	-----	42
(社)対馬林業公社	-----	43
(社)長崎県林業公社	-----	44
長崎県道路公社	-----	45
長崎県土地開発公社	-----	46
長崎県住宅供給公社	-----	47
小値賀空港ターミナルビル(株)	-----	50
上五島空港ターミナルビル(株)	-----	51
(財)長崎県すこやか長寿財団	-----	52
(財)長崎県消防協会	-----	53
(財)長崎県国際交流協会	-----	54
(財)長崎県産業振興財団	-----	55
(財)長崎県体育協会	-----	56

参考資料

・見直しの視点と再点検フロー	-----	57
----------------	-------	----

長崎県出資団体見直し方針

1. 見直しの背景と取り組み経過

県が出資又は出捐を行っている団体（以下「県出資団体」という。）については、これまでも個々に見直しを行ってきましたが、社会経済情勢が大きく変化する中で、「長崎県行政システム改革大綱（平成13年2月8日策定）」を策定するに当たり県議会（行財政行革等特別委員会）及び民間懇話会からいただいた意見や包括外部監査の指摘等を踏まえ、抜本的な見直しに取り組むことにしました。

（取り組み経過）

平成13年 9月7日	・県出資団体の見直しについての県としての取り組み方針を決定 内容：公認会計士等専門家による診断の実施 経営に関する専門家等からなる外部検討委員会の設置 経営・財務・事業全般にわたり総合的に評価・診断する制度の創設
12月27日	・長崎県出資団体あり方検討委員会を設置 委員：経営に関する有識者等6名 特別委員：県、県市長会、県町村会
	・監査法人による財務内容を中心とした予備診断の実施（対象の全団体）
平成14年 5月13日	・長崎県出資団体経営評価・診断制度の創設
6月21日	・長崎県出資団体あり方検討委員会委員拡充 公募委員を含め、6名 12名
	・監査法人による実地での個別外部診断の実施（27団体）
	・長崎県出資団体あり方検討委員会による全団体のヒヤリング
11月20日	・長崎県出資団体あり方検討委員会 「県出資団体のあり方に関する提言（中間報告）」
12月27日	・長崎県出資団体あり方検討委員会 「県出資団体のあり方に関する提言（最終提言）」
平成15年 2月～3月	・「長崎県出資団体見直し方針（案）」に対するパブリックコメントの実施

この方針は、長崎県出資団体あり方検討委員会の提言を受けて、県議会及び関係機関・団体、県民の皆様のご意見を伺いながら策定しました。

2．見直しの基本姿勢

社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの社会経済システムはそのままでは成り立たなくなってきたており、大きな転換点を迎えています。

県はこれまで、複雑・多様化する行政需要に的確に対応するために、各種団体を設立し、また活用してきましたが、県出資団体についても根本から見直し再構築するとともに運営の方法についても改革し、これからの新しい時代に対応できる体制を確立することが必要です。

見直しに当たっての最大の視点、最も重視する視点は、長崎県全体として、県民にとって最も有益に最も効率的になるように見直し、最小の経費で最大の効果を発揮できるように見直すことにあります。

3．この方針の位置付け

各団体は、県が出資を行っているとは言っても独立した組織体であり、見直しや改革を行うには、団体自らその必要性を認識し、主体的に取り組まなければならないものではなく、各団体の理解と自発的かつ積極的な取り組みが必要であり望まれます。

見直しや改革は団体や他の出資者の理解を得ながら共に取り組むものであり、この方針は、見直しに当たっての県としての基本姿勢を示すものです。

県としては、この方針に沿って各団体に見直しを要請し、また、必要な指導・監督、助言を行っていきます。

4．見直しの対象団体... 7 1 団体

県の出資比率が 1/4 未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する全ての県出資団体です。

5．団体（事業）そのもの見直し（県出資団体の再構築）... 5 1 団体

下記の区分で見直し・改革を進めます。なお、個々の団体についての詳細は、別表（15頁～）のとおりです。

下記 から に該当しない団体については、「6．運営方法についての改革（経営改善等）」を要請します。

事業自体の廃止（＝団体の廃止）を要請する団体
 県の関与を縮小する（なくす）団体
 民営化の要請や民間参入を促進する団体
 統合又は事業移管を要請する団体
 大幅な改革や自立的な運営を要請する団体

		見直しの方向					計
		事業廃止	県の関与 の縮小等	民営化 民間参入	統合又は 移管	大幅改革 自立化等	
視 点	政策上の必要性	3	10	4	1		18
	事業成果				3	10	13
	経営面				3	12	15
	その他					5	5
計		3	10	4	7	27	51
うち団体廃止		3	X	X	5	X	8+

（注）・視点については、巻末（57頁）の参考資料「見直しの視点と再点検フロー」を参照のこと

・X、：団体自体の廃止（解散）となるものがあり得るが、団体が特定できないもの

改革の時期

平成17年度まで（県の行政システム改革大綱の推進期間内）に一定の成果を上げるよう取り組むことを基本としますが、改革を実施するに当たって、法令等の改正が必要なもの、施設の耐用期間や実施中の事業の事業期間等により、直ちに実行に移すことが困難な場合もあり、それぞれの状況に応じて、可能な限り早急に取り組みます。

なお、長崎県出資団体あり方検討委員会から「規制緩和の流れの中で民間参入が認められるようになれば、当協会自体を民営化するとともに、他の民間業者の参入を促進することが競争上望ましい。」との提言をいただいた（財）長崎県浄化槽協会については、現時点において、国は現行制度を維持する（公益法人に限定する）方針であるため、団体（事業）そのものの見直しの対象から除外することとしました。

事業自体の廃止（＝団体の解散）を要請する団体... 3 団体

団体名	見直しの方向・主な内容等	実施時期
(財)長崎県県北会館	事業自体の廃止(解散)	H14末
(財)長崎県医学振興基金	事業自体の廃止(解散)	H15
(財)長崎県出かせぎ援護協会	事業自体の廃止(解散)	H14

県の関与を縮小する（なくす）団体... 10 団体

団体名	見直しの方向・主な内容等	実施時期
(財)長崎県私立学校退職金財団	県の関与の縮小 事務局移管	H18
(財)長崎県地域振興航空基金	県の関与の縮小 事務局移管	H17
(財)長崎県国民年金福祉協会	県の関与の縮小等 役員退任、出資比率の見直し	H16までに
(財)長崎県勤労者福祉事業団	県の関与の縮小 一部事業移管	H16までに
(財)長崎勤労総合福祉センター	解散又は県の関与の縮小	H17までに
(財)長崎中高年齢労働者福祉センター	解散又は県の関与の縮小	H16までに
(財)長崎船員厚生会	県の関与の縮小等 人的関与の縮小 施設そのもののあり方検討	H16
(社)長崎県漁民年金貯金共済会	県の関与の縮小 財政的関与の廃止	H21までに
(社)長崎県農協会館	県の関与の縮小	引き続き
(社)長崎県林業協会	県の関与の縮小 退会	H15

民営化の要請や民間参入を促進する団体... 4 団体

団体名	見直しの方向・主な内容等	実施時期
(財)長崎県建設技術研究センター	民間参入の促進	H17までに
(財)長崎県住宅・建築総合センター	民営化と民間参入の促進	H17までに

(社)長崎県水産開発協会	民営化と民間参入の促進	H17までに
(社)長崎県林業コンサルタント	民間参入 民営化	H16 H20

統合又は事業移管を要請する団体... 7 団体

団体名	見直しの方向・主要内容等	実施時期
長崎県町村土地開発公社	他の機関へ移管 (団体廃止)	H17以降 早期に
(財)長崎県救急医療財団	他の機関へ統合又は移管 関連団体との統合又は移管	H17までに
(財)長崎県腎臓バンク	他の機関へ統合又は移管 関連団体との統合又は移管	H17までに
(財)長崎県福祉基金	長崎県社会福祉協議会へ移管	H15
長崎国際航空貨物ターミナル(株)	長崎空港ビルディング(株)との経営統合を含めた経営組織体制の変更	H18
(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会 (社)長崎県野菜価格安定基金協会	経営統合	H17までに

大幅な改革や自立的な運営を要請する団体... 2 7 団体

団体名	見直しの方向・主要内容等	実施時期
(財)長崎県農業振興公社	推進体制の見直し 関係団体との事務局統合	H16
(財)長崎県沿岸漁業振興基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)有明海水産振興基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)壱岐栽培漁業振興公社	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し 県は基金造成中断 別途放流助成制度創設	H15
(財)伊万里湾栽培漁業推進基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15

(財)五島栽培漁業振興公社	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し 県は基金造成中断 別途放流助成制度創設	H15
(財)西彼海区栽培漁業推進基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)橋湾栽培漁業推進基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)対馬栽培漁業振興公社	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H15
(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し	H17
(社福)長崎県障害者福祉事業団	経営健全化及び県立コロニーのあり方検討	H15から
(社福)長崎県社会福祉事業団	経営健全化及び施設のあり方検討	H15から
長崎空港ビルディング(株)	経営健全性維持と効率的ターミナル業務運営	H18
(財)長崎県食鳥肉衛生協会	大幅改革と自立化に向けた取り組み 経費節減計画策定	H17までに
(財)長崎県育英会	奨学金制度の再検証と業務手順の抜本的見直し	H17までに
(社)対馬林業公社	経営計画の抜本的見直しによる持続的経営	H15から
(社)長崎県林業公社	経営計画の抜本的見直しによる持続的経営	H15から
長崎県道路公社	赤字路線の一般道路化等 松ヶ枝駐車場、松浦バイパス	H16までに
長崎県土地開発公社	機能縮小 用地取得業務の受託を主体に運営、組織体制をスリム化	H15から
長崎県住宅供給公社	機能縮小 機能縮小、諫早西部団地の方針検討、公社のあり方検討	H17までに
小値賀空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討 航空路線の存続の必要性を協議	H17までに

上五島空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討 航空路線の存続の必要性を 協議	H17までに
(財)長崎県すこやか長寿財団	役割の見直しと事業の再編	H16までに
(財)長崎県消防協会	自立化に向けた取り組み 運営費補助金の見直し	H15から
(財)長崎県国際交流協会	自立化に向けた取り組み 人件費、管理運営費、事務事 業見直し、自主財源の増収	H15から
(財)長崎県産業振興財団	自立化に向けた取り組み 事業の再編・重点化 新たな事業の構築	H14から
(財)長崎県体育協会	自立化に向けた取り組み 事業の見直し、自主財源の拡 充、理事に県職員派遣し検討	H15から

運営方法についての改革（経営改善等）を要請する団体... 20 団体
（上記 から に該当しない団体）

団 体 名
(株)長崎県営バス観光
対馬空港ターミナルビル(株)
(株)長崎県漁業公社
(財)ながさき地域政策研究所
(財)長崎平和推進協会
(財)長崎県浄化槽協会
(財)長崎県産炭地域振興財団
(財)長崎県中小商業振興基金
(財)長崎県漁協合併推進基金
(財)諫早湾地域振興基金

団 体 名
(財)石木ダム地域振興対策基金
(財)長崎県下水道公社
(財)長崎県暴力団追放県民会議
(社)長崎県園芸種苗供給センター
(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会
(職訓)西九州情報処理開発財団
(職訓)長崎能力開発センター
長崎県信用保証協会
長崎県漁業信用基金協会
長崎県農業信用基金協会

(株): 株式会社
(財): 財団法人
(社): 社団法人

(社福): 社会福祉法人
(職訓): 職業訓練法人

6 . 運営方法についての改革（経営改善等）…全団体

前項の見直しにより県出資団体の再構築を行った後存続することとなる団体については、下記により、経営改善等運営方法について見直しや改革を要請するとともに、県もその実現のために積極的に取り組みます。

ただし、団体や受益者の自己責任に委ね県の関与を縮小する（なくす）団体については、この方針の対象から除外します。

（ 印は団体が行う事項、 印は県が行う事項です。以下同様。）

（1）効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化

県が出資している公的団体（公益法人等）は、民間ではできない、あるいは民間だけではできない分野を主に担当しており、採算性のみを追求するべきではありませんが、だからといって非効率的な経営が許されるということではありません。

団体の経営にかかる経費は、最終的には県民の負担となるものであり、企業経営的な思考（採算性・効率性を重視した経営）をもって経営の効率化を図り、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう自らの行動を律する姿勢が求められます。

そのために、経営陣（理事会、取締役会）が、十分認識を持ち、機能することが必要であり、また、能力の高い経営責任者を登用し、団体の組織が一体となって行動するようコーポレートガバナンス（経営統治）の強化を図ります。

県としても、効率的な経営が行われるよう監査・指導等を徹底します。また、本年度創設した「長崎県出資団体経営評価・診断制度」は、団体の経営・財務・事業全般にわたり総合的に評価・診断を行い経営改善を図っていく制度であり、県の「出資法人見直し検討本部による評価・診断結果の検証」や「必要に応じた専門家による個別外部診断」を行う制度となっており、この制度を有効に機能させていきます。

（具体的な取り組み項目）

企業経営的思考の導入による効率的な経営の実現 機能する経営陣(理事会、取締役会)の確立、能力の高い経営責任者の登用 県の所管部局による監査・指導等の徹底 「長崎県出資団体経営評価・診断制度」の有効な運用
--

(2) 事業評価の実施と経営計画の策定

業務の効果や成果がきちんと把握されていない、費用対効果分析が行われていない、事業選定が曖昧であるといった団体が見受けられ、団体の設立目的を明確にして、真に必要な事業、効果のある事業を実施するための評価制度等の仕組み（PDCAマネジメントサイクル＝計画(Plan) - 実行(Do) - 点検(Check) - 見直し(Action)）を導入します。

県の出資団体の中には、事業規模が大きく、経営を誤れば多大な損失を被る恐れのある団体があり、的確な需要予測を行い複数の収支見通しを立てるなど経営計画の抜本的な見直しを行い、健全な経営が維持できるよう中長期経営計画を策定します。

さらに、経済の低迷が長期化し資産価値が減少する可能性があることから、減価する危険のある資産については、売却損も覚悟で早期に処分し資産を圧縮することも検討します。

(具体的な取り組み項目)

事業・部門別の事業効果の測定と評価の実施 事業の選別、推進、事後評価について厳しいチェックが入る仕組み（PDCAマネジメントサイクル）の構築 中長期経営計画の策定 資産価値の減少に備えた経営（資産の圧縮）

(3) 組織・人員・給与の見直し

多くの団体では、県等の出資自治体に準拠するかたちで人事・給与を定めており、この結果、類似する民間企業等に比べて割高な給与になったり、逆に給与が低い場合優秀な人材を確保しにくいなどのケースが生じており、改善が必要です。

また、給与水準については、県民の目が届きにくく、本年度創設した長崎県出資団体経営評価・診断表によりある程度改善がなされたところですが、さらに透明性を高めるための手法を検討します。

さらに、労働インセンティブが働きにくい人事・給与体系になっており、業績に連動した賞与支給や各人別の成果を給与・賞与に反映させるなど、労働意欲を高める給与体系の導入を促進します。

経営陣や職員に県のOBが登用されている団体がありますが、団体の事業や運営に関して能力のある適切な人材であるかどうかを厳格に判断するとともに、極端に公務員経験者のウエイトが高い場合や6 - (1)に記載した企業経営的思考の導入による効率的な経営の実現を特に図る必要がある場合には、民間での経験を持った人材を積極的に登用します。

また、時代の変化とともに団体の事業内容や役割が変化してきているにもかかわらず、組織・人員・給与体系が従来のものである団体、役員・職員の高齢化により人件費が高くなっている団体などについては、組織・給与体系を見直し改善します。

(具体的な取り組み項目)

給与体系・水準の見直し(県等を参考とした給与決定方法の見直し、類似の民間企業等との比較)と給与体系・水準の公開
能力給の導入など労働意欲を高める給与体系の導入
非常勤役員を含む役員報酬の適正化
民間経験者の積極的な登用
団体の目的や事業、役割に応じた組織体制の見直し
(職員の年齢構成や管理職構成の見直しを含む)

(4) 財務状況の的確な把握

複数の業務を行っている団体において、事業別・部門別の収支が明確にされていない、減価償却に相当する額をコストとして明確に意識していない、団体以外の職員が団体の職員を兼務している場合の人件費をコストとして把握していないなど、財務状況を的確に把握できないケースがあり、団体(事業)の成果や効率性が的確に判断できるよう把握方法を改善します。

また、各団体で採用されている会計基準はまちまちとなっており、公益法人会計基準等定められた会計基準に従い決算書を作成するよう徹底します。

さらに、団体によっては、監事等に第三者としての会計専門家を登用することが望ましい場合があり、会計専門家の登用を進めます。

(具体的な取り組み項目)

事業別、部門別収支の明確化
減価償却相当額や兼務職員の人件費など決算に反映されていないコストを含めた財務状況の把握

(5) 収支構造の改善

収支構造の改善は、収入の増加対策と経費削減が基本となりますが、その内容・方法は各団体の状況によって様々であり、この方針では、どの団体にも共通して取り組むべきと考えられる項目について掲載しましたが、長崎県出資団体経営評価診断制度に基づき、その他の事項についても改善に取り組みます。

収入の増加対策では、県の出資団体には財団法人等のように基本財産（基金）の運用益により事業を実施している団体が多くありますが、運用益だけに頼った事業展開は難しくなっており、受益者にも応分の負担を要請したり、本来の事業に付随する収益事業を実施することもこれからは必要です。

経費削減では、業務手法や手順が、民間企業等でのそれと較べた場合非効率となっている場合があり、業務手順の抜本的見直し（BPR）を行います。その際は、民間における業務手法等も踏まえて外部委託を含む幅広い視点から業務を再構築できる人材を交えることが効果的です。

また、委託契約などでは、随意契約が多く、入札が行われている場合でも長期間同一の者が契約しているケースがあり、改善が必要です。

(具体的な取り組み項目)

収入確保

- 受益者負担の導入
- 収益事業の導入と拡大

経費削減

- 外部委託を含む業務手順の抜本的見直し（BPR）による経費削減、業務見直しにおける外部の専門家等の活用
- 業務見直しによっても解消しない赤字事業の廃止、整理縮小
- 契約方法の見直し（入札制への移行と公開を含む手法の改善）

(6) 資金運用の効率性の向上とリスク管理

昨今の金利低下にあって、効率的な資金運用の重要性が高くなっている一方、ペイオフへの対応も求められますが、十分な体制やノウハウが確立されていない

団体が多くあります。

明確な資金運用の基準・規定を整備して、担当者個人の恣意性をなくし、理事会等の意思決定に基づく運用体制を確立します。

さらに、証券会社等のアドバイスだけではなく、資金運用の安全性と効率性について、金融の専門家による診断を受けるなどチェック体制の強化を目指します。

また、財団法人等は基金を運用する団体と事業実施のために資金を調達する団体があり、県内の団体間で資金運用・調達を行って効率化する余地があり、資金運用・調達を仲介する制度を検討します。

ただし、制度の運用を誤れば資金調達が安易化し不良債権化する恐れもあることから、検討は制度創設の是非を含め慎重に行うこととします。

(具体的な取り組み項目)

資金運用の見直し(効率性の向上) 明確な資金運用の基準・規定の整備と理事会等の意思決定に基づく運用体制の確立 資金運用の安全性と効率性についての金融の専門家による診断 県出資団体間の資金運用・調達制度の検討
--

(7) 基金運用益型団体における基本財産等基金の一部取り崩し

財団法人など基本財産や基金の運用益を財源として事業を実施している団体では低金利のために運用益が十分確保できず、一部の団体においては、運用益の範囲内で何ができるかにとらわれ、本来の設立目的、事業目的が十分に達成できない状況に陥りつつあります。

目的達成のための効果的な施策の実施と財源の確保が必要であり、事業の必要性・効果を検証したうえで、一定のルール(基準)を定めて、基本財産等基金の一部取崩しも検討します。

(具体的な取り組み項目)

事業の必要性・効果を検証したうえで、一定のルール(基準)を定めて、基本財産等基金の一部取崩しを検討

(8) N P O 法人等との連携

多くの団体は、業務を縦割りのみで実施する傾向が強く、関係機関などの横の連携が不足していると思われ、連携の強化を図る必要があります。

特に、近年活躍が目覚ましいN P O 法人やボランティア団体、住民活動など公共の利益を追求する活動団体との連携を強化します。

(具体的な取り組み項目)

N P O 法人やボランティア団体等を含む関係団体・機関との連携・活用

(9) 積極的かつ効率的な広報活動と情報開示

事業内容や活動状況が県民にあまり知られていなかったり、事業によってはわかりにくい事業などがあり、積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示を進めます。

(具体的な取り組み項目)

積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示

(1 0) 独占的事業に対する監視強化等

法的な制限等から公的団体が独占的に実施している事業がありますが、競争原理が働かず、事業運営の効率化が図られないまま価格が割高になる恐れがあるため、料金等の適切性について常に検証していきます。

また、守秘性や公平性を確保する必要がある分野の事業についても、その方法について検討を行い、民間への開放に努めます。

なお、余裕施設の活用や経営上の観点から、民間でも行われている分野へサービス提供を行っているケースがありますが、民業圧迫とならないよう留意します。

(具体的な取り組み項目)

料金等の適切性のチェック
独占的事業の民間への開放、民業圧迫への配慮

7. 見直し計画の策定と実行

見直しや改革を着実に進めるために、県及び各団体において具体的な見直し計画を策定するとともに、見直し計画の進行管理の徹底と実施状況を公表します。

(具体的な取り組み項目)

県及び各団体における見直し計画の策定 見直し計画の着実な実行のための進行管理の徹底と実施状況の公表
--

8. 推進体制の整備

各団体を直接所管する県の各部局における指導・監督等を徹底するとともに、見直しや改革を着実に推進するために、全庁的な視点、第三者的な立場で進行管理・指導を行う一元的な指導・監督体制を整備します。

(具体的な取り組み項目)

全庁的な視点で進行管理・指導を行う一元的な指導・監督体制の整備 外部の専門家による点検評価委員会（仮称）の設置
--

9. 新たな出資団体の設立、出資の抑制

今後、行政目的を達成するための手段として、新たな団体を設立しようとする場合には、行政が直接実施する方式、民間での実施を支援する方式又はPFIなど民間を活用する方式、第三セクターとして出資団体を設立する方式などその手法についてよく吟味し、将来のことを含め出資団体によることが最も効率的かつ効果的と考えられる場合に限ることとし、基本的には抑制します。

また、新たな出資を行おうとする場合は、県の関与の必要性等についてよく吟味し、真に必要な場合に限ることとします。

別表

事業自体の廃止(=団体の解散)を要請する団体

(財)長崎県県北会館		事業自体の廃止(解散) (平成14年度末実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
当団体は、昭和48年に県北地域における県民の社会教育の振興、体育の向上を図るとともに社会福祉の増進、青少年の教育を行うことを目的として設立された。各種団体の事務所としての専用使用、トレーニング教室、研修室、会議室の施設貸出事業を行ってきたが、設立当時の目的は達成されたため、平成15年3月末で廃止する。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
財団解散の決議	→				
財団の清算		→			
平成15年1月17日の理事会にて財団解散等を決議した。 平成15年6月末を目途に清算終了する。					

(財)長崎県医学振興基金		事業自体の廃止(解散) (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
当団体は、医学の基礎的研究を奨励し、その学術的な研究成果の普及を図り、更には、離島・へき地等における疾病構造、原因、治療方法等の研究あるいは住民の栄養、健康管理上の調査、研究等を積極的に推進することを目的とし、県内の学会開催助成など、地域社会の医療、福祉の向上に一定の成果を上げてきた。					
しかしながら、現行の財産運用益による事業では、十分な成果を上げることができないため廃止を提案する。					
離島・へき地の医療振興については、なお残された課題もあるため、その対策について、検討を行う。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
団体の見直し計画作成		→			
廃止後のあり方について協議		→			
廃止手続き(文部科学省) 廃止(解散)		→			
運営を行っている長崎大学医学部と平成16年度からの大学の独立行政法人化にあわせ、廃止後のあり方について、平成15年7月までに基本方針を協議し、平成15年度中に整理する。 なお、廃止は平成15年度内に完了させる。					

(財)長崎県出かせぎ援護協会		事業自体の廃止(解散) (平成14年度内に実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は、共済事業(弔慰金・見舞金の給付事業)等を行ってきたが、出稼ぎ労働者の急速な減少や民間保険制度の充実に伴い、協会の役割は終了したため解散する。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
解散に向けての検討・調整					
出稼共済事業については、共済会員が存するなど踏まえ、協会解散後、他団体で5年程度実施の予定					

県の関与を縮小する(なくす)団体

(財)長崎県私立学校退職金財団		県の関与の縮小 (平成18年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当財団は、私立学校教職員の、退職金制度の安定・充実を図るため、加盟校からの負担金と県の補助金を積み立てて運用し、退職者が出た場合に退職手当の支給に必要な資金を加盟校へ給付する事業を行っており、現在、県(学事振興課内)に事務局を置いて、専任職員1人と嘱託職員1人以外は、学事振興課の職員が兼務し、業務を行っている。 事業は、互助的色彩が強く、制度発足後30年以上経過していることから、退職資金の積立については、受益者である学校の自己責任に委ね、県は関与をなくす方向で見直す。 今後、当財団の事務局を県庁外に置くとともに専任職員を雇用し、県職員以外の人員のみで運営を行うことにより、県の関与をなくす。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
財団との協議				→	
業務の引継等				→	
県の関与の廃止					
<p>県の関与をなくすため、平成15年度より必要事項の協議を開始する。</p> <p>期間については、同じく平成15年度より当財団の退職手当資金制度の改正が施行されることとなり、それに伴う私立学校の負担の増加という環境の中で、新たな事務局の設置や人員の配置等による負担の増という問題が発生する。そのため、経費節減を目的とした、当財団と私立学校を学種別に分けた各私学団体との今後のあり方についての検討が必要となり今後、私学団体間での協議・検討に3年程度の期間を要すると見込まれ、平成18年度からの県の関与の廃止を目途として、平成17年度末までとする。</p> <p>なお、3ヶ月程引継等を行い、18年度からの業務に支障がないようにする。</p>					

(財)長崎県地域振興航空基金	県の関与の縮小 (平成17年度実施)
----------------	-----------------------

(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)

当団体は、平成5年に離島航空のハンディを経済的に補完することを目的に設立され、現在までに県内離島航空路線を運航しているオリエンタル エアブリッジ(株)に対する助成を行ってきている。平成13年7月に国内・国際航空を含んだ形での積極的な長崎空港の利用促進を行うため改組をした。

現在、県(交通政策課内)に事務局を置いて、交通政策課の職員が兼務し、業務を行っているが、事業実施にあたっては、民間ニーズに即時に対応する必要があり、今以上に事業効果を発揮させるためには民間への事務局の移管を目指し、県の関与を縮小する方向で検討を進めていく。

手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
理事会と出捐者への説明		→			
基金事務局移管先検討及び決定		→			
理事会と出捐者への決定方策説明			→		
事務局移管					


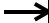

理事会と出捐者への説明～県出資団体に関するあり方検討委員会における提言及び県の見直し方針について、理事会及び出捐者への内容説明を行う。



基金事務局移管先検討及び決定～事務局移管先の絞り込み。そこに対する打診、受入可能性についての検討を行う。

理事会と出捐者への上記決定方策説明～具体的な方策を決定した後に、理事会及び出捐者への説明を行う。

事務局移管～人員体制等条件が整い次第、事務局を移管する。

(財)長崎県国民年金福祉協会	県の関与の縮小等 (平成16年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当協会は、国民年金制度の広報と「国民年金健康保養センター・くちのつ」の運営を受託するために口之津町と県の出捐により設立された団体である。</p> <p>施設の開設当時は、国民年金事業は国からの機関委任事務として県が行っていたが、平成12年の地方分権一括法の施行により、国民年金事業は国に移管され、当施設の運営についても県が関与する必要性はなくなった。</p> <p>県としては、関与を縮小する方向で取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健部長が役員(副理事長)に就任し、協会・施設運営に関与しているが、運営に対する関与を縮小するため役員(副理事長)を退任する。 ・県の出資割合が25%以上であり、監査対象となっているが、関与を縮小するため基本財産の増資を求め、県の出資割合を25%未満にする。(県の出資割合の引き下げ) ・最終的には県は全面的に関与をなくす方向で、他県の状況や国(社会保険庁)の動きを踏まえながら、引き続きその方法を検討・模索していく。 					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
協会・社会保険事務局との協議 理事会への提案 寄附行為の変更申請・認可 部長の役員(副理事長)退任 基本財産の増資 (県の出資割合の引き下げ) 県の関与をなくす方法を検討					
<p>協会及び社会保険事務局との協議(H15.3～H15.12)</p> <p>2月の理事会への提案に向け、福祉保健部長の役員退任後の後任者及び基本財産の増資の検討(寄附行為の変更等)</p> <p>理事会へ提案(H16.2)</p> <p>理事会承認後、寄附行為の変更申請を社会保険事務局へ提出(H16.3)</p> <p>変更申請に基づき認可(H16.3)</p> <p>福祉保健部長の役員退任、基本財産の増資(H16.3～H16.4)</p> <p>全面的に関与をなくす方向で、他県の状況や国(社会保険庁)の動きを踏まえながら、引き続きその方法を検討・模索していく(H15.3～)</p>					

(財)長崎県勤労者福祉事業団	県の関与の縮小(一部業務移管) (平成16年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当財団は、県勤労福祉会館の運営及び雇用・能力開発機構所有の勤労者福祉施設(いこいの村長崎)の管理運營業務等を行っているが、勤労者福祉施設(いこいの村長崎)については、平成16年3月、雇用・能力開発機構が独立行政法人へ移行することに伴い、機構は当該施設の用途を廃止し、施設を高来町へ譲渡予定。</p> <p>これに伴い、当財団が行っている当該施設の管理運營業務を町に移管する方向で検討中。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
施設譲渡手続き 機構 高来町 施設運営委託(暫定) 高来町 現財団 新運営主体の検討・準備 新運営主体運営開始		  			

(財)長崎勤労総合福祉センター	解散又は県の関与の縮小 (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当財団は、雇用保険法に基づき雇用・能力開発機構が長崎市に設置した勤労者福祉施設(ながさき式見ハイツ)の管理運営を県が受託し、県から再委託するために、長崎市と県が出捐し設立した団体であるが、平成16年3月雇用・能力開発機構が独立行政法人へ移行することに伴い、機構は当該施設の用途を廃止し、施設を長崎市へ譲渡するとともに運営委託契約を解除することとしている。</p> <p>これに伴い、以降は、長崎市が当該施設の管理運営者として同市の施策に基づき運営するいこととなる。</p> <p>県としては当該団体を廃止又は県の関与をなくす方向で長崎市と協議する。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
施設譲渡手続き 機構 長崎市 運営主体の検討・準備 (長崎市) 県の関与について検討 (長崎市等との協議) 県の関与の方針決定					
<p>当財団の経営状況や、運営主体の検討・準備状況等を考慮しながら、長崎市と協議し、平成17年度早期に方針を決定する。</p>					

(財)長崎中高年齢労働者福祉センター	解散又は県の関与の縮小 (平成16年度までに実施)
--------------------	------------------------------

(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)

当財団は、雇用保険法に基づき雇用・能力開発機構が佐世保市に設置した勤労者福祉施設(サンライフ佐世保)の管理運営を県が受託し、県から佐世保市へ、市から再々委託するために、佐世保市と県が出捐し設立した団体であるが、平成16年3月雇用・能力開発機構が独立行政法人へ移行することに伴い、機構は当該施設の用途を廃止し、佐世保市へ譲渡するか、又は施設を取り壊し運営委託契約を解除することとしている。

佐世保市が施設を引き受けることとなれば、「サンライフ佐世保」の管理運営は市において検討すべきであるが、県としては当該団体を廃止又は県の関与をなくす方向で佐世保市と協議する。

手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
施設譲渡等の方針決定 (機構 佐世保市)	→				
当該財団の業務方針決定 (佐世保市)		→			
県の関与について検討 (佐世保市等と協議)		→			
県の関与の方針決定					

当財団の業務方針や、運営主体の検討・準備状況等を考慮しながら、佐世保市と協議し、平成16年度早期に方針を決定する。

(財)長崎船員厚生会		県の関与の縮小等 (平成15年度実施)				
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)						
<p>(財)長崎船員厚生会は、港湾厚生施設である「みなと長崎会館」を整備・運営し、船員等に対して低廉な宿泊サービスの提供を行ってきたが、近年の船員利用者減少及び民間宿泊施設の充実・低価格化等により、当初の目的の重要性は薄らいできており、県の関与を縮小する。</p> <p>また、団体の経営努力により自立運営は行われているが、減価償却を行う余裕はなく、利用者の減少及び今後の施設の老朽化を踏まえ、施設そのもののあり方について抜本的対策を検討するよう、今後、団体の理事会等の場で問題提起を行う。</p>						
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18	
団体との調整		→				
役員の削減						
抜本的対策の検討		→				
平成16年5月の現在の役員の任期満了時点で、県から就任している役員を3名から2名に削減する方向で調整を図る。						

(社)長崎県漁民年金貯金共済会		県の関与の縮小 (平成21年度までに実施)						
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)								
<p>当該団体の事業は、漁業者の老後保障等を目的に、共済金を給付するものであるが、制度創設から約30年を経過し、この間、公的年金制度の創設など漁業者の年金制度が充実したことから、県が関与する必要性は低下してきている。</p> <p>現在、当該団体では平成14年度から8カ年の経営健全化計画に取り組んでいるが、その計画の進捗をみながら、平成21年度までの期間内に財政的関与を廃止する。</p>								
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
健全化計画の策定								
県出資の取扱い協議		→						
健全化計画の実践・検証		→						
経営方針等の検討・調整		←						
<p>H14～H15 財政的関与廃止についての団体協議</p> <p>H14～H21 経営健全化計画の実践と進捗管理上、毎年度、団体より県へ状況報告</p> <p>H15～H21 健全化計画の達成状況及び財政的関与廃止後の経営見通しに基づく団体による経営方針の検討</p> <p>～H21 新たな経営方針等の検討に併せて、平成21年度までに財政的関与を廃止</p>								

(社)長崎県農協会館		県の関与の縮小 (引き続き実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
<p>当団体は、昭和35年に農協関係5団体の出資により、農民の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的として設立され、農協会館を建設、維持、管理を行っている。県は、設立当初時、長崎県立協同組合専門学校を同会館内に建設することとしたため、1,000万円を出資したが、同校は昭和48年廃止され、現在に至っている。</p> <p>団体は、県に依存せず会館の管理費用を入居諸団体で分担する形で運営され、県の出資割合も、設立当初の25%から現在4.1%に縮小されており、県としては、引き続き関与を縮小する方向で取り組む。</p> <p>出資面での関与については、建替時などの機会をとらえて、検討する。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
団体との協議及び検討		-----	-----	-----	----->

(社)長崎県林業協会		県の関与の縮小(退会) (平成15年度実施予定)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
<p>当団体は林業の健全な発展と会員が利用する建物(林業会館)の維持管理を目的として設立され、また平成10年からは林業労働力確保支援センターとしての指定を受け、林業労働力の確保に関する事業も併せて行っているところである。</p> <p>県としては、団体の主な業務である建物の維持管理については積極的な関与は必要ないと判断し、団体から退会することとする。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
(予定) 団体との協議 県の団体からの退会		→			
平成15年度を目途に、整理がついた段階で団体から退会する。					

民営化の要請や民間参入を促進する団体

(財)長崎県建設技術研究センター	民間参入の促進 (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>平成6年に、県・市町村の建設事業に関する施策に協力し、公共事業の円滑な執行を図ることを目的として、県の出捐により設立した団体であり、公共工事の積算・施工管理受託事業、建設工事に関する研修事業、建設資材の試験事業などを行っている。</p> <p>守秘性、公平・公正性が満たされれば民間事業者の参入が可能な業務があることから、以下の方針により既存事業の見直しを図っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採算が見込める公共工事の積算・施工管理業務については、入札制度改正の状況を踏まえながら、民間事業者の育成を図り、民間参入を促進する。 2. 採算性が低いその他の業務については、業務の内容や実施方法を見直していく。 3. 市町村の建設事業に対する支援業務については、市町村合併の状況を見ながら、必要性を検証する。 <p>また、平成13年4月の公共工事適正化法の施行以降、公共工事の品質確保が重要な課題となっており、県発注工事の監督・検査業務を充実し、不良不適格業者の排除や、近年増加している低価格入札工事の施工状況のチェック体制を強化するため、団体の活用も検討しているところであり、これらの業務の今後のあり方の見通しをたて、団体そのものについても、見直しを図る。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
<p>(積算・施工管理業務)</p> <p>民間参入促進に向けた条件整備</p> <p>民間事業者の育成</p> <p>民間事業者の参入</p> <p>(その他の業務)</p> <p>業務の見直し</p> <p>(市町村事業の支援業務)</p> <p>必要性の検証</p> <p>(その他)</p> <p>公共工事の検査業務の実施を検討</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>			<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>(積算、施工管理業務)</p> <p>今後の入札制度改正の状況を踏まえながら、民間参入にあたって必要な条件整備(守秘性、公平・公正性を確保できる制度の確立等)を行い、団体を活用して参入可能な民間事業者の育成を図る。(平成17年度までに一定の成果がでるように)</p> <p>民間事業者の育成を引き続き図りながら、可能なものから順次、民間事業者を参入させていく。(平成17年度までには一部参入できるように)</p> <p>(その他の業務)</p>					

採算性は低いが、県の政策として必要な業務については、業務内容や実施方法を見直していく。(平成15年度から)

(市町村事業の支援業務)

市町村合併の状況を見ながら、市町村の支援体制を検討していく。(平成16年度から)

(その他)

県発注の公共工事の検査業務について、団体の活用を検討していく。(平成15年度から)

(財)長崎県住宅・建築総合センター		民営化と民間参入の促進 (平成17年度までに実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
住宅に関する各種情報の提供、啓発、相談や性能保証業務、建築確認業務等を通して住宅への信用と安心を県内中小工務店と消費者の間に築くための業務を行ってきたところである。住宅性能保証業務等については、民間においても可能であるが、住宅に関する各種情報の提供、啓発、相談業務等は公益法人特有の業務であることから、これらの事業の存続性に配慮して、民営化を進めるものとする。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
出資団体との協議 民営化		→			
<p>1 出資団体との協議</p> <p>(財)長崎県住宅・建築総合センター(以下「センター」という。)は、住宅性能保証に関する業務を中心に、建築確認業務、昇降機の検査業務、住宅性能評価に関する業務(以下「住宅性能保証業務等」という)のほか、住宅・建築・まちづくりに関する知識の普及、相談及び研修会の開催等の公益的な業務(以下「普及・啓蒙事業」という。)を実施する機関である。</p> <p>完全に民営化するに当たり、今後のセンターの役割や民営化の手順等について、出資団体との協議を行う必要がある。</p> <p>2 民営化の実施</p> <p>出資団体との協議が終了した段階で、民営化を実施するものとする。</p>					

(社)長崎県水産開発協会		民営化と民間参入の促進 (平成17年度までに実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 国際的な200海里時代に対応し、本県の沿岸漁場の整備・開発を推進するための団体として、昭和53年に設立されたもので、水産振興のための基本計画や実施計画の作成・設計、試験・検査等の委託事業や水産知識、技術の普及事業を行ってきたが、収益性が認められる状況にあることから民営化することにより、中長期的な人材の採用、育成を機動的に実施し、競争力の向上を図ることを求める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
理事会、総会での検討・協議		→			
株式会社への事業譲渡					
平成17年度末を目途に民営化へ移行					

(社)長崎県林業コンサルタント	民間参入 (平成16年度実施) 民営化 (平成20年度実施)
-----------------	---

(団体(事業)そのもののあり方について見直し方針)

森林・林業の特殊性から設立された当団体は、設立趣旨に添い、森林・林業に関する公益事業、県・市町村への技術指導・研修・災害対応等を実施してきた。

近年の社会情勢の変化から、これら業務は益々必要となることから、これらを遂行出来る民間企業の育成を早急に進めるとともに、当団体については、諸条件を整えたうえで民営化を図る。

手順及びスケジュール	H15	H16	H17	H18	H19	H20
団体・市町村・関係機関との協議	→					
民間企業体制整備	→	→	→			
民間企業段階参入	---	→	→	→	→	→
民営化条件整備		→	→			
民営化準備手続き		---	→	→	→	→
団体解散・民営化						

平成15年度に団体・市町村・関係機関により民営化・民間参入についての影響調査問題点、条件整備、公益事業の受け皿確保等について協議を行う。

平成16年度から、民間企業の体制整備や参入条件整備状況等を勘案し段階的に民間参入を行う。同時に民営化に向けた条件の整備及び手続きを平成19年度を目途に行うよう指導する。

さらに、民間企業の事業実施状況並びに行政補完団体の確保等を勘案のうえ、平成20年度を目途に団体の解散・民営化を図るよう指導する。

統合又は事業移管を要請する団体

(特)長崎県町村土地開発公社		他の機関へ移管 (団体廃止) (平成17年度以降実施予定)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は、公有地拡大推進法に基づき必要に応じ、設立団体(1市67町村)の公有地先行取得を行ってきたが、事業減少及び各市町村の合併の動向をふまえて、合併特例法の期限経過後の17年度以降、可能な限り早期に解散するよう公社と協議する。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17以降	
理事会での協議			→		
脱退市町村の見込み			→		
県公社との協議			→		
解散					
<p>常任理事会・理事会において、今後の市町村合併の動向を見据えて、解散に向けての協議を行う。</p> <p>合併により脱退する市町村の見込みを行う。</p> <p>町村土地開発公社の解散後の事業取り扱いについて、県土地開発公社と協議する。</p> <p>解散予定。</p> <p>上記 ~ について、公社と協議を行う。</p>					

(財)長崎県救急医療財団	他の機関へ統合又は移管 (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当団体は、昭和54年の財団設立当初より、救急医療情報システムの運営及び医療紛争の処理等、救急医療体制の円滑な運営を目指して事業を行ってきたが、今後は、救急医療情報システムも含め医療の情報化に一元的に対応する組織機構が必要であり、財団のあり方については、効率的な事業実施を図るため、関連団体との統合又は移管する方向で検討を進める。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
団体の見直し骨子作成 関連団体との協議 組織体制・事業内容の検討 統合又は移管の事務手続き 新体制発足					
<p>財団の見直しについては、出資者である各市町村の理解を得るとともに、関連団体との協議の場を設け見直し骨子を15年7月までに作成する。</p> <p>また、見直し骨子に基づく具体的な組織体制・事業内容については、関連団体との協議を行う検討会議を設け16年度末までにその整理を行い、17年度末までに統合等の事務手続きを完了し、18年度に新体制を発足する。</p>					

財団法人長崎県腎臓バンク	他の機関へ統合又は移管 (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当団体は、腎臓を主とした臓器移植推進のため、一般への普及・啓発活動等各種の事業を実施している。</p> <p>しかし、昨今の低金利情勢により、基本財産の果実を主財源として運営してきたため十分な資金が確保できず、活動が制限されてきている。</p> <p>さらに広範囲に渡ってより一層活発に活動することが重要であるため、関連団体との統合又は移管することも含め組織のあり方や財源の確保を検討し、より実効性のあがる事業運営を図っていく。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
団体の見直し骨子策定 関連団体との協議 組織体制・事業内容の検討 統合又は移管の事務手続き 新体制発足					
<p>財団の見直しについては、出捐者である市町村の理解を得るとともに、関連団体との協議の場を設け、見直し骨子を平成15年7月までに策定する。</p> <p>また、見直し骨子に基づく具体的な組織体制・事業内容については、関連団体との協議を行う検討会議を設け、平成16年度までにその整理を行い、平成17年度末までに統合又は移管の事務手続きを完了し、平成18年度に新体制を発足する。</p>					

(財)長崎県福祉基金		他の機関へ移管 (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
当財団は、愛の基金箱設置、奉仕活動の推進、障害者作品展の開催及び障害者のための福祉活動経費への一部助成事業を行ってきたが、基金の運用益だけでは事業費を賄えない状況となっており、財団のあり方を検討した結果、事業の再編を行い業務を長崎県社会福祉協議会へ移管し財団は解散する。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
県社会福祉協議会との協議 業務の委譲 財団解散の議決 財団の解散	→				
財団は平成15年3月31日で業務を停止し、その業務は一部を整理のうえ長崎県社会福祉協議会へ移管する。					

長崎国際航空貨物ターミナル(株)		長崎空港ビルディング(株)との経営統合を含めた経営組織体制の変更 (平成18年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
当団体は、長崎空港周辺へのモノ・人・情報の集積と地場産業の国際化推進を図ることを目的に、長崎空港を国内・国際航空貨物の物流拠点として整備するための中核施設として、県・市・民間出資の第3セクター方式で設立したものである。					
成田空港を中心とした大都市圏空港や福岡空港など一部地方空港への国際航空貨物の集約が進んだことにより、長崎空港への貨物専用機運航の可能性が薄れ、当初計画の達成が困難となったため、長崎空港ビルディング(株)との経営統合を含めて、効率的にターミナル業務を運営するための経営組織体制を検討し、その実現に向けた諸課題への取り組みを進める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
NIACTの方針決定のための手続き 方針決定及び手続き 経営組織体制変更	→				
この団体は商法法人である株式会社であり、県のみでその団体の経営方針等重要事項を決定することができないため、会社としての意思決定は、取締役会、株主総会など商法に規定された所定の手続きを経た上で、これらの取り組みを進めることになる。					

(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会		経営統合 (平成17年度までに実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は、国の果実価格安定政策の下、みかんの価格安定事業を実施する主体として設立されたが、管理費を基本財源等の運用益で賄う仕組みとなっており、近年の低金利により厳しい状況であるため、収支の改善を図った上で、(社)長崎県野菜価格安定基金協会と統合し、管理運営の効率化と充実を図ることで、組織強化及び経営の健全化を図っていく。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
統合に向けての協議 統合に向けた体制の整備 新たな組織の設立	→		→		
平成14～15年度 統合に向けた両基金の検討の場を設け、協議 平成16年度 統合に向けた体制整備 平成17年度 統合					

(社)長崎県野菜価格安定基金協会		経営統合 (平成17年度までに実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は、国及び県の野菜価格安定政策の下、価格安定事業の実施主体として設立されたが、現在、管理運営費について改善計画を策定し、財政健全化に向けた取り組みを行っており、収支改善が図られた上で、(社)長崎県果実価格安定基金協会との統合によって、管理運営の効率化と充実を図り、組織強化及び経営の健全化を図っていく。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
統合に向けての協議 統合に向けた体制の整備 新たな組織の設立	→		→		
平成14～15年度 統合に向けた両基金の検討の場を設け、協議 平成16年度 統合に向けた体制整備 平成17年度 統合					

大幅な改革や自立的な運営を要請する団体

(財)長崎県農業振興公社		推進体制の見直し (平成16年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
<p>財団法人長崎県農業振興公社は、農地流動化による規模拡大の促進を目的として、平成元年に設立され、規模縮小農家等から農地を購入または借上げ、規模拡大志向農家へ売渡しまたは貸付け(農地保有合理化事業)等を行っている。</p> <p>しかし、農地売買事業の実績が伸び悩んでおり、農地流動化の促進及び運営管理費の削減等が今後の課題である。</p> <p>そこで、農地流動化の効率的な推進と、人件費等の運営管理費の削減による経営の健全化を図るため、他の関係団体との事務局統合による組織体制の見直しを行う。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
1. 組織体制の見直し	—————→				
<p>平成16年度から、農地流動化の効率的な推進体制を図るため、他関係団体との事務局統合など組織体制の見直しを平成15年度までに検討する。</p>					

(財)長崎県沿岸漁業振興基金	基金の一部取り崩し等を含めた 事業の見直し (平成15年度実施)
----------------	--

(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)

本県の水産業の発展に寄与するため、広域回遊性魚種を対象とした放流助成事業など沿岸漁業の振興に関する事業等を行っているが、金利の低下により事業規模の縮小を余儀なくされている。

沿岸漁業振興のための種苗放流については、放流量の確保と効果的な放流が必要であり、基金事業について、事業効果の観点から検証を行い、これまで継続している基金造成の一時中断を含め、活発な事業が展開ができるよう見直しを求める。

なお、管理体制の見直しについては、これまでも実施してきたが、今後とも継続して経費削減に努めるべきである。

手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
基金との事前協議		→			
事業効果の検証		↔			
基金との正式協議					
見直し計画(基金)の策定					
見直し計画(基金)の実施			—————→		

・平成14年度 管理体制の見直しと事業効果の検証
検証結果に基づいて見直し基準を策定

[平成15年3月 県としての見直し方針を策定]

・平成15年4月 見直し方針を基金へ要請し、提言に基づいた見直しについて協議

・平成15年5月 基金の見直し計画を策定

・平成15年7月～基金理事会承認後、見直し計画を実施

(財)有明海水産振興基金		基金の一部取崩し等を含めた事業の見直し (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は種苗購入経費に対する助成事業、水産振興事業に対する助成事業を実施してきたが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール(基準)を定め、基金の一部取り崩しも含めて活発な事業が展開できるよう見直しを求める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
見直し基準の策定 事業見直しの協議 事業実施			→		
平成14年度中に基準を策定し、平成15年度の基金理事会で事業の見直しを検討					

(財)吉岐栽培漁業振興公社		基金の一部取崩し等を含めた事業の見直し (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当財団は、海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し、栽培漁業の推進を図ることを目的に、県、地元町、漁協の出捐により基金造成中であるが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは放流事業の展開に限界があるため、基金の造成の一定期間中断を含め、別途必要な事業量の確保について検討を求める。 県としては、放流量確保のため、積立を一時中断し、放流事業への助成制度を別途創設する。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
基金造成計画の見直し検討 助成制度の創設 事業実施			→		
平成15年度までに基金造成計画の見直しを実施し、基金理事会で検討 この検討結果に基づき、平成15年度以降に具体的な事業を実施					

(財)伊万里湾栽培漁業推進基金		基金の一部取崩し等を含めた事業の見直し (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は平成13年度から種苗購入費に対する助成事業を実施してきたが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール(基準)を定め、基金の一部取り崩しも含めて活発な事業が展開できるよう見直しを求める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
見直し基準の策定 事業見直しの協議 事業実施			→		
平成14年度中に基準を策定し、平成15年度の基金理事会で事業の見直しを検討					

(財)五島栽培漁業振興公社		基金の一部取崩し等を含めた事業の見直し (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当財団は、海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し、栽培漁業の推進を図ることを目的に、県、地元市町、漁協の出捐により基金造成中であるが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは放流事業の展開に限界があるため、基金の造成の一定期間中断を含め、別途必要な事業量の確保について検討を求める。 県としては、放流量確保のため、積立を一時中断し、放流事業への助成制度を別途創設する。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
基金造成計画の見直し検討 助成制度の創設 事業実施			→		
平成15年度までに基金造成計画の見直しを実施し、基金理事会で検討 この検討結果に基づき、平成15年度以降に具体的な事業を実施					

(財)西彼海区栽培漁業推進基金		基金の一部取崩し等を含めた事業の見直し (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は平成9年度から種苗購入費に対する助成事業を実施してきたが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール(基準)を定め、基金の一部取り崩しも含めて活発な事業が展開できるよう見直しを求める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
見直し基準の策定 事業見直しの協議 事業実施			→		
平成14年度中に基準を策定し、平成15年度の基金理事会で事業の見直しを検討					

(財)橘湾栽培漁業推進基金		基金の一部取崩し等を含めた事業の見直し (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は平成9年度から種苗購入費に対する助成事業を実施してきたが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール(基準)を定め、基金の一部取り崩しも含めて活発な事業が展開できるよう見直しを求める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
見直し基準の策定 事業見直しの協議 事業実施			→		
平成14年度中に基準を策定し、平成15年度の基金理事会で事業の見直しを検討					

(財)対馬栽培漁業振興公社		基金の一部取崩し等を含めた事業の見直し (平成15年度実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は平成12年度から種苗生産事業を実施してきたが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール(基準)を定め、基金の一部取り崩しも含めて活発な事業が展開できるよう見直しを求める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
見直し基準の策定 事業見直しの協議 事業実施			→		
平成14年度中に基準を策定し、平成15年度の基金理事会で事業の見直しを検討					

(財)長崎県農林水産業担い手育成基金		基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し (平成17年度までに実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針) 当団体は、農林水産業の担い手となる青年等の活動を支援し育成することを目的に設立された団体であるが、当初予定していた運用益が確保できず、成果達成の面で課題がある。 本来の役割を果たすためには、事業効果を検証し、精査のうえ、真に必要な効果のある事業に重点化するとともに、一定のルール(基準)を定め、基金の一部取り崩しも含めて活発な事業が展開できるよう見直しを求める。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
事業の見直し等についての検討 評議員会、理事会における検討、協議 事業実施		→			
平成15年度、16年度にかけて事業の見直し、基本財産の一部取り崩し等について、評議員会において見直し素案を検討・作成し、その後理事会において見直し方針を協議決定する。また見直し方針については、受益者団体、各出資団体等と調整しながら決定することとし、平成17年度から事業を実施することとする。					


(社福)長崎県障害者福祉事業団		経営健全化及び県立コロニーのあり方について検討 (平成15年度から実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
<p>県立コロニーについては大規模分散型施設となっていること等から、措置費収入だけでは賄えず、県からの運営費補助を受けており、県の行政システム改革大綱に基づき経営健全化を推進しているところである。</p> <p>現今の障害者福祉においては、より地域生活支援を重視し、福祉施設についても小規模・地域密着型を目指す一方、公と民との役割分担についても見直しの方向にあること等を踏まえ、障害者施策全体の中で、県立コロニーのあり方についてさらに検討を進め、早急に結論を得る。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
県立コロニー経営健全化の検討		←----->	----->	----->	----->
		検 討	健全化の	取り組み	
県立コロニーのあり方について検討		←-----	-----	-----	-----
<p>県立コロニー経営健全化については、現在第2次経営健全化計画に取り組んでおり、その後の取り組み計画をH15に検討し実行する。</p>					

(社福)長崎県社会福祉事業団		経営健全化及び施設のあり方について検討 (平成15年度から実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
<p>当団体は、県立の児童養護施設及び乳児院(光と緑の園向陽寮及び乳児院)の受託経営を行っているが、施設が分散配置となっていること等から、措置費収入だけでは賄えず県からの運営費補助を受けており、県の行政システム改革大綱に基づき経営の健全化を推進しているところであるが、建築後30数年を経過し施設は老朽化している。</p> <p>今後、建て替えの検討を要する時期に差し掛かりつつあることや、公と民との役割分担についても見直しの方向にあることから、当該施設のあり方についてさらに検討を進め、早急に結論を得る。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
経営健全化				----->	
施設のあり方について検討		←-----	-----	-----	-----
<p>社会福祉法人長崎県社会福祉事業団については、引き続き平成17年度までに経費節減を図り、経営健全化を推進する。</p>					

長崎空港ビルディング(株)	経営健全性維持と効率的ターミナル業務運営 (平成18年度実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当団体は、長崎空港における旅客ターミナルの運営を目的として、昭和34年県・関係市・民間出資の第3セクター方式で設立したものである。</p> <p>JAL・JASとの経営統合、ANAの経営合理化策等の提示がなされており、これら当団体を取りまく環境の変化に対応し、経営の健全性の維持に向けた取り組みを進める。</p> <p>また、長崎国際航空貨物ターミナル(株)との経営統合を含めて、効率的なターミナル業務の運営方針を検討する。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
経営健全性維持に向けた取り組み					
効率的ターミナル業務運営方針検討					
方針決定及び手続き					
<p>この団体は商法法人である株式会社であり、県のみでその団体の経営方針等重要事項を決定することができないため、会社としての意思決定は、取締役会、株主総会など商法に規定された所定の手続きを経た上で、これらの取り組みを進めることになる。</p>					

(財)長崎県食鳥肉衛生協会	大幅改革と自立化に向けた取り組み (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により、平成4年から県知事による食鳥検査が義務づけられたが、県自らが行うより効率的であるため、知事の指定検査機関として県の全額出資により当協会を設立し、食鳥検査業務を委任した。</p> <p>しかしながら、検査手数料では必要経費を賄うことができず、県が収支差額を補助している。食鳥検査手数料の値上げ及び人件費の縮減が難しい状況にあるが、団体の自立化促進に向け、県による監査・指導の強化による事業の見直し検討を行い、経費節減に努める。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
団体の監査・指導の強化 経費節減計画策定 実施		→	→	→	
<p>平成15年度に県による監査・指導を徹底的に行い、事業のすべてにおいて必要性を再検討し、業務の見直しを行う。</p> <p>それに基づき、平成16年度に経費節減の計画を策定し、団体と協議を行う。</p> <p>そのなかから、実施できるものについては、平成17年度より実施する。</p>					

(財)長崎県育英会	奨学金制度の再検証と業務手順の抜本的見直し (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>進学率向上という目的は達成したが長引く不況で修学困難な学生や生徒は依然存在しており、平成16年度には日本育英会高校奨学金の地方移管が予定されていることから、移管後の長崎県の奨学金制度のあり方を再検証するとともに、時代に即した効率的・機動的な運営を図るため、外部委託も含む業務手順の抜本的見直し(BPR)を行う。</p> <p>ただし、国が移管の概要を示していないため、現時点では移管後の育英会のあり方を具体的に検討できない状況にあり、概要が示され次第早急に見直しを進める。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
国の移管の方針決定	→				
市長会・町村会との協議	→				
役員会での協議	→				
事務見直し・組織体制整備	→				
<p>平成15年度に役員会や市町村との協議を行い、団体としての方針を決定したうえでそれに伴う制度や事務の抜本的改革に取り組み、事務費の削減に努める。具体的には</p> <p>日本育英会高校奨学金移管の概要が示された後、平成15年度中に役員会や市町村との協議のうえで県の奨学金制度のあり方についての方針を策定する。</p> <p>平成15年度中に人員配置、業務マニュアルの整備、手処理事務の電算化など抜本的なシステムの見直しを図る。</p> <p>平成16年度に電算処理システムの改修を完成させる。</p>					

(社)対馬林業公社	経営改善計画の抜本的見直しによる持続的経営 (平成15年度から実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当団体は、戦後の荒廃した森林の復元と木材資源の造成を目的として、公的資金導入のもと土地(山林)所有者と分収契約(収益の4割を土地所有者、6割を公社)を結び造林事業を実施してきたが、平成16年から本格的な伐採を迎える。</p> <p>近年、木材価格が下落してきていることから今後の木材市況によっては、借入金が返済できなくなるリスクがあり、契約途中に破綻すると契約者(土地所有者)のみならず、公共財的性格が強い森林の荒廃によって社会的損失が大きくなることから、持続的な経営が行えるよう、経営計画の抜本的な見直しを行い、経営の安定を図る。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
経営計画の見直し 組織の再編 育林事業の見直し 一般管理費の削減 分収林契約の見直し					
<p>公社経営の安定化のため、団体に対し次の事項に取り組むよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期の収支見通しに基づく「新たな」経営計画の策定及び3年毎の見直し ・販売体制を強化するための組織の再編 ・育林事業の見直しによる経営費の削減 ・一般管理費の削減 ・分収林契約の見直し 					

(社)長崎県林業公社	経営改善計画の抜本的見直しによる持続的経営 (平成15年度から実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当団体は、戦後の荒廃した森林の復元と木材資源の造成を目的として、公的資金導入のもと土地(山林)所有者と分収契約(収益の4割を土地所有者、6割を公社)を結び造林事業を実施してきたが、平成18年から本格的な伐採を迎える。</p> <p>近年、木材価格が下落してきていることから今後の木材市況によっては、借入金が返済できなくなるリスクがあり、契約途中に破綻すると契約者(土地所有者)のみならず、公共財的性格が強い森林の荒廃によって社会的損失が大きくなることから、持続的な経営が行えるよう、経営計画の抜本的な見直しを行い、経営の安定を図る。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
経営計画の見直し					
組織の再編			→		
育林事業の見直し					
一般管理費の削減					
分収林契約の見直し					
<p>公社経営の安定化のため、団体に対し次の事項に取り組むよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期の収支見通しに基づく「新たな」経営計画の策定及び3年毎の見直し ・販売体制を強化するための組織の再編 ・育林事業の見直しによる経営費の削減 ・一般管理費の削減 ・分収林契約の見直し 					

長崎県道路公社	赤字路線の一般道路化等の実施 (平成16年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>長崎県道路公社は、県内の有料道路を建設・管理することにより、幹線道路の整備促進を図り、住民福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として昭和52年に県出資100%で設立された。</p> <p>道路特別措置法に基づく有料道路(駐車場)の運営については、毎年度、収支計画を見直し、経費節減等の改善策を講じてきた。</p> <p>しかし、松浦バイパス有料道路及び松ヶ枝町駐車場については、収入で管理費、利息が賄えず未償還残高が増加しており、将来における利息負担の軽減を図るため一般道路化等を実施する。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
<p>(松ヶ枝町駐車場)</p> <p>関係機関との協議</p> <p>繰上償還の準備</p> <p>定款変更認可申請</p> <p>長崎市への移管</p> <p>(松浦バイパス有料道路)</p> <p>関係機関との協議</p> <p>繰上償還の準備</p> <p>定款変更認可申請</p> <p>一般道路化</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>		
<p>(松ヶ枝町駐車場)</p> <p>長崎市への移管を前提に、繰上償還等の手続きについて、平成15年9月を目処に関係機関と協議を行う。</p> <p>平成16年2月を目処に定款変更及び繰上償還に関する県議会・長崎市議会の同意を得、平成16年度中に債務の精算を行った上で、長崎市へ移管する方針。</p> <p>(松浦バイパス有料道路)</p> <p>西九州自動車道(伊万里～松浦)、松浦バイパスを含む松浦市の都市計画変更作業が平成15年度末に完了する予定であり、その後、関係機関との協議を行う。</p> <p>一般道路化するため、国土交通省及び公営企業金融公庫との繰上償還に関する手続きについて平成16年6月を目処に事前協議を行う。</p> <p>平成16年9月を目処に定款変更及び繰上償還に関する県議会の同意を得、平成16年度末に一般道路化する。</p>					

長崎県土地開発公社	機能縮小 (平成15年度から実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>昭和36年に、県100%出資により発足し、昭和48年、公有地の拡大の推進に関する法律の施行に伴い、組織変更された団体である。</p> <p>公共・公用施設用地及び工業用地等の取得、造成、管理、処分並びに県等が行う用地取得、造成に伴う用地業務及び調査設計事務の受託を行ってきたが、資産ビジネスにおいて保有土地の長期未処分や原価割れ処分という経営上の損失が発生している。</p> <p>今後の公社のあり方としては、フィービジネスへの転換を図っていくこととし、用地取得業務の受託を主体に運営し、県等からの要請を受けたものを除き、公社独自の工業用地等の土地造成事業は、新規には行わないとともに、組織体制のスリム化を行い、効率的な業務の執行、経営改善を図っていくこと、また、長崎県町村土地開発公社の推移を見守りながら、市町村事業における用地取得業務の受託について、検討していくこととする。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
<p>土地造成事業の縮減</p> <p>用地取得業務の受託拡充</p> <p>長期保有土地の早期処分</p> <p>組織体制のスリム化</p> <p>部の統合</p> <p>希望退職募集</p> <p>退職者不補充</p> <p>職制の簡素化</p> <p>人件費見直し</p>		<p>→</p>	<p>→</p>		
<p>土地造成事業については、15年度以降、県等からの要請分を除き、独自の新規事業には着手しない。</p> <p>用地取得業務については、積極的に受託を拡充していく。</p> <p>長期保有土地については、早期処分に努める。</p> <p>組織体制については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15年度から、企画管理部と用地部を統合して、4部体制から3部体制とする。 ・15年1月に希望退職募集による人員削減を実施しているが、15年度から、定年退職者分を含めて不補充を原則とする。ただし、業務量が増加した場合は、退職者を嘱託として活用していく。 ・職制を簡素化して、管理職の構成比を下げるなどスリム化に努める。 <p>人件費については、15年度から、給料・手当等の見直しを行い、経費の縮減を図る。</p>					

長崎県住宅供給公社	機能縮小 (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な住宅及び宅地を供給するために、県等の出資により設立された法人である。</p> <p>しかしながら、現在の住宅市場の状況は、民間事業者による良質な住宅等の供給が十分に可能になってきていることから、民間と競合する業務の整理縮小、県・市町村に対する支援業務の強化等「資産ビジネスからフィービジネスへの転換」を図るため、業務運営の効率化と組織体制の適正な見直しを進めることを求める。</p> <p><見直しの基本方針></p> <p>(1) 公共性のある事業であっても、採算性が確保できないか、またはリスクの高い事業については、新規に着手しない。</p> <p>(2) 賃貸事業については段階的に縮小するものとし、賃貸資産の処分計画を策定する。</p> <p>(3) 現に保有する分譲住宅や分譲宅地の早期分譲に努めるとともに、賃貸施設の空家等の解消に努める。</p> <p>(4) これまでに培ってきたノウハウや人材を生かし、公営住宅管理受託事業等の受託業務について、効率化・合理化を進めつつ事業の継続を図る。</p> <p>(5) 組織体制の見直しを推進し、業務量に応じた組織体制とする。また、給与、各種手当等についても、公社の経営状況を鑑み、抜本的に見直す。</p> <p>(6) 上記のことを具体的 to 実施するために、中期(5ヵ年程度)の経営計画を策定し、計画的な経営改善を進める。</p> <p>(7) 諫早西部団地を始め、公社が抱える諸課題の解決のために、有識者等からなる検討委員会を設置することも検討する。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
<p>【事業に関すること】</p> <p>分譲事業</p> <p>・未分譲資産の早期売却</p> <p>・諫早西部団地の方針確定</p> <p>・上記方針に沿った事業の実施</p> <p>賃貸事業</p> <p>・賃貸資産の処分計画の策定</p> <p>・賃貸資産の処分の実施</p> <p>・未収金の解消</p> <p>優良市街地建築物建設促進事業及び市町村定住促進住宅建設事業</p> <p>受託事業</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅管理事業等の実施 その他 ・ 非収益資産の処分の推進 				
【経営に関すること】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部監査法人等による経営診断の実施 ・ 中期的な経営計画の策定 ・ 中期経営計画の進行管理 ・ 出資団体からの撤退検討 				
【組織・人員等に関すること】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織・人員体制の見直し ・ 人件費等管理経費の縮減 				
【公社のあり方に関すること】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社のあり方に関する検討 				

【事業に関すること】

1 分譲事業

(1) 新規分譲事業からの撤退
 現在では民間市場において、住宅・宅地の供給が十分に行われているため、今後、新たな分譲事業には着手しないものとする。

(2) 未分譲資産の早期売却
 未分譲資産については、早期に投資資金を回収し、財務状況の改善に資するよう、価額の見直しと、民間の販売ノウハウも活用する等の販売促進策を積極的に講じるものとする。

(3) 諫早西部台団地の方針確定
 諫早西部台団地の第二期以降の事業実施については、第一期の分譲状況、人口の動向、住宅需要等を踏まえ、公社経営への影響、都市計画上の課題等を整理するとともに、国、県、関係市町村、金融機関等関係機関と協議・調整し、今後の実施方針を確定するものとする。

2 賃貸事業

(1) 賃貸資産の処分計画の策定
 賃貸資産については、関係機関と十分に協議・調整の上、処分計画を策定し、債務の償還が完了したものから順次用途廃止を行い、処分を行うものとする。

(2) 未収金の解消
 賃貸住宅の家賃等を見直し、空家等を解消するとともに、徴収体制強化し、家賃等の未収金の解消を図るものとする。

3 優良市街地建築物建設促進事業及び市町村定住促進住宅建設事業
 今後、新たな事業は実施しないものとする。

・ 撤退

4 受託事業

公営住宅管理事業については、これまでの管理ノウハウを生かしつつ、より一層の管理の効率化、合理化等を進めるとともに、市町村営住宅等の設計、工事監理等の支援を行う公営住宅等受託事業についても従来通り実施するものとする。

5 その他

団地開発に伴い取得し処分困難な法面等の非収益資産についても、民間において活用可能なものは処分を進め、財務状況の改善に努めるものとする。

【経営に関すること】

1 外部監査法人等による経営診断の実施

公社の経営状況を客観的に評価し、今後の経営改善を推進するために、必要に応じ外部の監査法人を活用し、資産評価や経営診断を実施するものとする。

2 中期的な経営計画の策定と進行管理

今後の公社の目的、事業の基本方針、公社事業の課題と今後の展開、具体的な改善方策等を内容とする、5ヵ年程度の期間を見通した中期経営計画を策定し、今後の経営の柱とするとともに、随時見直しを図りながら5ヵ年程度ごとに抜本的見直しを行うシステムを確立するものとする。

3 出資団体からの撤退検討

公社が現在出資している(株)チトセピア及び長崎県住宅公社サービス(株)への関与について、撤退を含め検討を行うものとする。

【組織・人員及び管理経費に関すること】

1 組織・人員の見直し

今後、公社は、全体として業務量が縮小することは確実であり、業務量に応じた組織・人員体制とすることが必要であることから、職員の退職不補充、早期退職勧奨等を実施し、その時々業務の縮小段階に応じた組織・人員体制とするものとする。

なお、退職不補充等により、組織的に年齢バランスが著しく崩れ、適切な業務の推進が困難となることが予想される場合には、中途採用等についても検討を行うものとする。

一方、当面の間、未分譲資産の早期売却と諫早西部台等の販売促進のための企画等の業務が繁忙になるため、現在の住宅事業部を改編し、分譲体制の強化を図るものとする。



2 人件費等管理経費の縮減

公社改革において、現在及び今後の経営状況を鑑み、緊急に、給料、各種手当、昇給基準の見直し等を進めるものとする。

また、事務及び事業における物件費、外部委託費等の管理経費についても見直しを図り、削減に努めるものとする。

【公社のあり方に関すること】

公社の今後のあり方については、国土交通省における地方住宅供給公社法の改正状況や、その他関連法案の改正、制定等に密接に関係するため、これらの改正状況を踏まえるとともに、特に、諫早西部台団地の今後の進め方については、慎重かつ大局的な観点からの整理・検討が必要となるため、これらの課題を総合的かつ一体的に議論するための場を設けることも必要と考えられる。

小値賀空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討 (平成17年度までに実施)				
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
当団体は、昭和60年に、離島振興のため本土との時間距離の短縮化等を目的として空港開設に伴い空港ターミナルビルの運営会社として県、町、民間の出資により設立された。					
現在、当空港にはオリエンタル エアブリッジ(株)の小型機アイランダーのみ運航しているが、本土離島間の海上交通機関が整備される中、利用者は低い水準にとどまっております。国・県・町による離島航空路線の維持対策により維持されているのが現状であり、根本的には採算が成り立っていない。					
当団体についても、町からの助成金と(財)長崎県地域振興航空基金の助成金により維持されており、会社のあり方は航空路線そのものと一体の関係にある。					
海上交通機関が発達している中、航空路の利用状況と今後の見込みを踏まえると、小型機による離島航空路線自体の存続について、地元町を含めた抜本的な議論が必要である。					
今後、地元町も含め、アイランダーで運航している航空路線(長崎～小値賀、小値賀～福岡)の存続の必要性を協議する。					
上記結論を受けて、小値賀空港ターミナルビル(株)が協議、対応を行う。					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
地元町、オリエンタル エアブリッジ(株)、県等により航空路線存続の必要性について協議					
上記結論を受けて小値賀空港ターミナルビル(株)の協議及び対応					
この団体は商法法人である株式会社であり、県のみでその団体の経営方針等重要事項を決定することができないため、会社としての意思決定は、取締役会、株主総会など商法に規定された所定の手続きを経た上で、これらの取り組みを進めることになる。					

上五島空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討 (平成17年度までに実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当団体は、昭和55年に、離島振興のため本土との時間距離の短縮化等を目的として空港開設に伴い空港ターミナルビルの運営会社として県、町、民間の出資により設立された。</p> <p>現在、当空港にはオリエンタル エアブリッジ(株)の小型機アイランダーのみ運航しているが、本土離島間の海上交通機関が整備される中、利用者は低い水準にとどまっており、国・県・町による離島航空路線の維持対策により維持されているのが現状であり、根本的には採算が成り立っていない。</p> <p>当団体についても、町からの助成金と(財)長崎県地域振興航空基金の助成金により維持されており、会社のあり方は航空路線そのものと一体の関係にある。</p> <p>海上交通機関が発達している中、航空路の利用状況と今後の見込みを踏まえると、小型機による離島航空路線自体の存続について、地元町を含めた抜本的な議論が必要である。</p> <p>今後、地元町も含め、アイランダーで運航している航空路線(長崎～上五島、上五島～福岡)の存続の必要性を協議する。</p> <p>上記結論を受けて、上五島空港ターミナルビル(株)が協議、対応を行う。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
<p>地元町、オリエンタル エアブリッジ(株)、県等により航空路線存続の必要性について協議</p> <p>上記結論を受けて上五島空港ターミナルビル(株)の協議及び対応</p>		→	→	→	
<p>この団体は商法法人である株式会社であり、県のみでその団体の経営方針等重要事項を決定することができないため、会社としての意思決定は、取締役会、株主総会など商法に規定された所定の手続きを経た上で、これらの取り組みを進めることになる。</p>					

(財)長崎県すこやか長寿財団		役割の見直しと事業の再編 (平成16年度までに実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
<p>当団体は、高齢者の生きがいと健康づくり事業、相談事業、介護実習・普及事業等を実施しているが、効率的に事業を実施するために、事業内容を見直し、地域で実施することが効果的な事業は市町村(社会福祉協議会)に移行化を図り、当団体は、地域での取り組みを支援するため相談部門と介護部門の一体化による機能強化、地域指導者の人材養成等に役割を特化していく。</p> <p>また、NPOや民間関係団体等との幅広い関係を樹立し、相互支援体制等を整備していく。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
1. 事業効率化の検討 県事業の見直し、市町村の役割分担と市町村事業の支援		→			
2. センター制を廃止し、課制に統合再編(仮称相談介護課)	→				
3. NPO等関係団体との業務提携等の検討(法人会員の獲得)			→		
事業の具体化					
財団内部組織の統合再編については平成14年度末までに実施。事業効率化については平成15年度まで協議・検討し、平成16年度より実施する。					

(財)長崎県消防協会	自立化に向けた取り組み (運営費補助金の見直し) (平成15年度から実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>「(財)長崎県消防協会」は、昭和23年に設立され、消防団相互間の連絡、消防団に対する各種事業、防火思想の普及、消防功労者の表彰、共済事業等消防団員の福利厚生事業などを行っている。</p> <p>各消防本部による消防・防災体制は整えられているが、人員面での制約もあり、火災・災害時における消防団の協力が不可欠であり、消防協会の事業の果たす役割は大きい。</p> <p>近年の低金利下においては、基本財産からの運用益だけでは事業展開に限界があり、消防団員からの拠出金を活用した事業展開がなされているが、一方では県からの運営費補助金を受けており、自立化に向けた検討を行った結果、「長崎県消防協会運営費補助金」について、消防協会が行う事業に対する助成として補助事業の見直しを行い、運営費については、協会に対応することとする。</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
補助内容の見直し協議 見直し結果の実施					
<p>平成14年度、補助事業の内容について協議。 平成15年度から、見直した内容により実施。</p>					

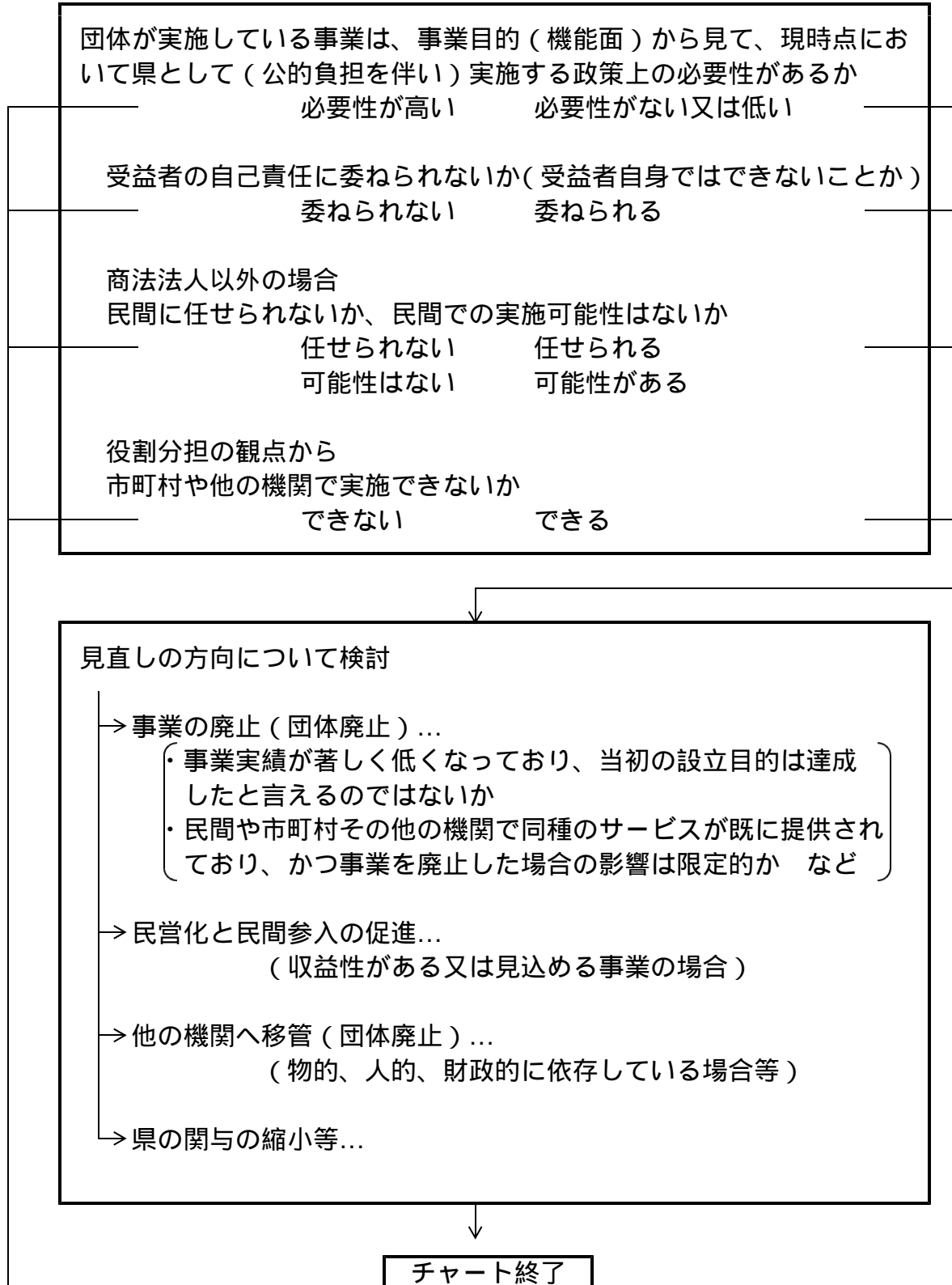
(財)長崎県国際交流協会		自立化に向けた取り組み (平成15年度から実施)			
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>当団体は、長崎県と海外諸国との友好親善を推進し、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際協力に関する事業を展開しているが、当団体の主な収入である基本財産の果実は、超低金利状況下で減少しており、収入の大半は県からの補助金等であるため、今後は自主財源の確保や事務事業の見直し等により財政基盤の強化を図り、自立化の促進に取り組んでいくこととする。</p> <p>併せて、本県の民間レベルの国際交流・国際協力の拠点として、県民の参加やNPOとの積極的な協調・連携を深めながら、協会事業の一層の充実に努めることとする。</p> <p>人件費の縮減 管理運営費の縮減 ・事務経費の縮減等 事務事業の見直しによる事業費の縮減 ・成果主義に基づく見直し等 自主財源の増収 ・賛助会員の増加等</p>					
手順及びスケジュール	H14	H15	H16	H17	H18
協会の事業等の見直し計画策定		→			
自立化に向けた取り組み			→	→	→
平成15年度に見直し計画を策定し、自立化に向けた取り組みを実施する。					

(財)長崎県産業振興財団		自立化に向けた取り組みと事業の再編・重点化 (平成14年度から実施)			
(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)					
<p>当団体は県内の産業振興を目的とし、主に金融支援、営業支援、情報化推進、企業立地推進、ベンチャー育成等に関する様々な事業を行ってきたが、県からの補助金・委託料の割合が高く、今後は、県と財団の役割分担、事業の再編・重点化、財団の経営基盤の強化等のために平成14年度に策定した中期経営計画の目標達成を図るほか、経済情勢や企業ニーズに合致した金融支援等の新たな事業の構築に取り組み、自立化に向けた運営を推進する。</p>					
手順及びスケジュール	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
中期経営計画の推進	→				
新たな金融支援事業等の構築		→			

(財)長崎県体育協会	自立化に向けた取り組み (平成15年度から実施)				
<p>(団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針)</p> <p>県体育協会は、スポーツを振興して、県民の体力やスポーツ技術の向上を図ることを目的とした団体であり、県の施策と密接に関わりを持ちつつ事業を展開しており、近年の本県スポーツ界における、ジュニア層を中心とした全国大会等でのめざましい活躍は、県と県体育協会が中心となり、関係団体等と連携して、一貫性のある継続的な強化を行ってきた成果である。</p> <p>その成果を維持・向上させることは、県体育協会のみならず県においても重要な課題の一つであることから、一定の公的支援は必要と考えるが、県体育協会自身も引き続き可能な限りの自立化を目指すべきである。</p> <p>そのため、平成15年度は、県費運営費補助金の大幅削減を実施し、また、協会の理事会において、事業見直しや自主財源の拡充等を企画・立案するため、理事に県職員の派遣を実施する。</p>					
<p>手順及びスケジュール</p> <p>県費運営費補助金の見直し 自主財源拡充への対外的活動 の強化と事業見直しの検討・立案 改革の実行</p>	H14	H15	H16	H17	H18
<p>平成15年度より、県費運営費補助金のうち事務費について、大幅削減を図り、なお一層の経営効率化に引き続き努める。</p> <p>理事としての県職員派遣を行い、理事会の活性化と事務局組織体制の強化を図り、自立化への取り組みを行う。</p>					

下記フローにおいて、1つでも に該当した場合には、そのラインに進む。

【1．県民に対する県としての政策上の必要性からの点検】



【 2 . 事業成果の面からの点検】

→ 事業実績は、団体の設立目的から見て、目的を十分達成していると言えるか（達成度合いが著しく低くなっていないか）
（この場合、財団法人等で基本財産（基金）の運用益を財源として事業を実施している団体（以下、「基金運用益型団体」という。）で、低金利下において十分な事業が実施できない場合を含む。）

達成している 達成していない

原因が基金運用益型
団体などのように
財源にある場合

左記以外の場合

目的達成のための有効な施策を検討...
（有効な施策が構築できない場合）

目的達成のために必要な自己財源を確保できるか
（基金運用益型団体の場合にあつては、事業の必要性、効果を検証したうえで、一定のルール（基準）を定めて、基本財産（基金）の一部取り崩しも検討すべき

→ 基金の一部取崩し等を含め
事業を見直し、存続...

確保できる
又は検討の余地がある

確保できない
又は困難と思われる

↓
独立した団体としての存立意義に疑問があり、県の政策目的達成のためには、団体を活用した施策遂行ではなく、他の事業手法への転換を検討すべきと考えられる

→ 他の団体へ統合又は移管（団体廃止）...

〔 物的、人的、財政的に依存している団体がある場合
又は、事業主体として最適な団体がほかにある場合 〕

→ 県で実施（団体廃止）...

〔 全ての職員を県職員が兼務しているなど実質的に県と
一体の場合 〕

